

GREEN×EXPO 2027会場

# Carbon Neutral & Nature Positive Nature-based Design

会場は横浜市の旭区・瀬谷区に位置する旧上瀬谷通信施設であり、2015年に米軍から返還された約242haの広大な土地で、そのうち約100haが博覧会区域となります。土地利用が制限されてきたことから、農地や緩やかな起伏の草地などの自然環境が広がり、南北に流れる相沢川、和泉川の源流部、谷戸地形等の貴重な自然資本が残っています。

GREEN×EXPO 2027では、この計画地の環境を読み解き、かつて武蔵国と相模国の国境となった尾根地形や、南北方向の水の流れ、風の動き、残された樹林等の自然資本を活かした会場づくり(Nature-based Design)を進めます。この上で5つのビレッジと3つのゾーンが展開され、日本の植物資源と文化を活かした園芸博覧会が繰り広げられます。

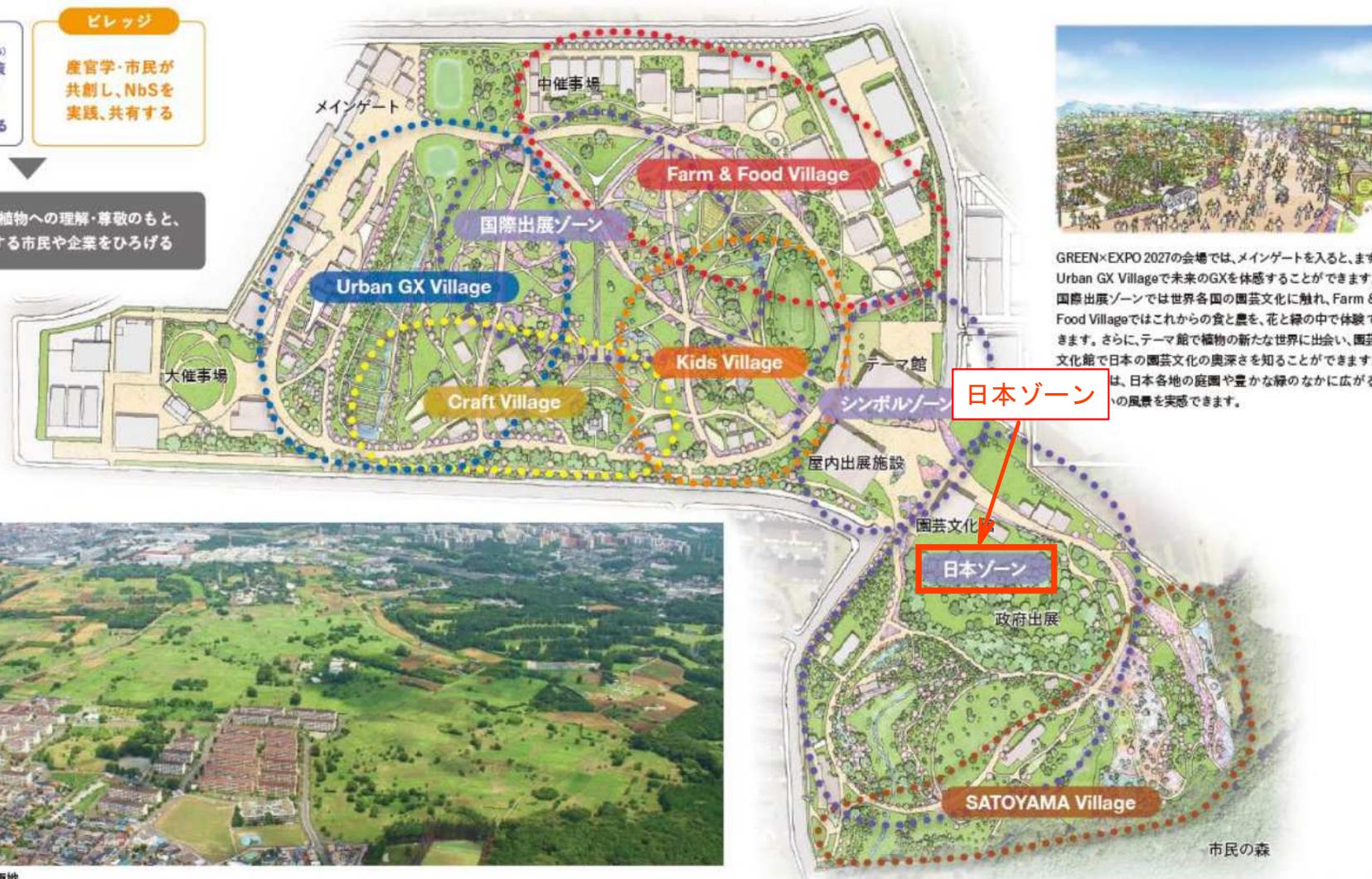
**ゾーン**

Nature-based Solutions (NbS)  
自然を活用した解決策の基盤をなす植物について、その重要性、不思議さ、美しさを知る

**ビレッジ**

産官学・市民が共創し、NbSを実践、共有する

NbSの基盤となる植物への理解・尊敬のもと、NbSを意識、行動する市民や企業をひろげる



GREEN×EXPO 2027の会場では、メインゲートを入ると、まずUrban GX Villageで未来のGXを体験することができます。国際出展ゾーンでは世界各国の園芸文化に触れ、Farm & Food Villageではこれからの食と農を、花と緑の中で体験できます。さらに、テーマ館で植物の新たな世界に出会い、園芸文化館で日本の園芸文化の奥深さを知ることができます。日本ゾーンは、日本各地の庭園や豊かな緑のなかに広がる風景を実感できます。



GREEN×EXPO 2027会場計画地

※2024年3月現在の予定、今後の調整状況により変更になる可能性があります。

# 2027年国際園芸博覧会 サステナビリティ戦略



**EXPO**  
**2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2024年3月

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

# 目次

エグゼクティブサマリー	1
1 はじめに	2
1.1 サステナビリティの意義	2
1.1.1 国際園芸博覧会におけるサステナビリティの重要性	2
1.1.2 サステナブルな国際園芸博覧会の実現	3
1.2 本園芸博の開催意義	4
1.2.1 本園芸博の開催意義	4
1.2.2 SDGsへの貢献	4
1.3 ビジョン&ミッション	5
1.3.1 本園芸博のテーマ	5
1.3.2 事業構成の構築に当たっての基本方針	6
1.3.3 価値観	7
2 状況分析	8
2.1 規範的・制度的枠組み	8
2.1.1 国際的な法的枠組み	8
2.1.2 国内の法的枠組み	9
2.1.3 自治体の法的枠組み	11
2.2 国際規格	12
2.2.1 国連持続可能な開発目標（SDGs）	12
2.3 背景情報・環境分析	15
2.3.1 PESTEL分析	15
2.3.2 SWOT分析	21
3 基本方針	25
3.1 人権	25
3.1.1 背景・状況	25
3.1.2 基本方針	27
3.1.3 取組の方向性	27
3.2 労働	29
3.2.1 背景・状況	29
3.2.2 基本方針	30
3.2.3 取組の方向性	30
3.3 腐敗防止	33
3.3.1 背景・状況	33
3.3.2 基本方針	34
3.3.3 取組の方向性	34

<b>3.4</b>	<b>ダイバーシティ&amp;インクルージョン</b>	<b>36</b>
3.4.1	背景・状況	36
3.4.2	基本方針	37
3.4.3	取組の方向性	38
<b>3.5</b>	<b>アクセシビリティ</b>	<b>39</b>
3.5.1	背景・状況	39
3.5.2	基本方針	40
3.5.3	取組の方向性	41
<b>3.6</b>	<b>環境</b>	<b>42</b>
3.6.1	背景・状況	42
3.6.2	基本方針	44
3.6.3	取組の方向性	45
<b>4</b>	<b>目的と目標</b>	<b>47</b>
4.1	目的	48
4.2	目標	49
4.2.1	生物多様性	49
4.2.2	水環境	50
4.2.3	脱炭素	50
4.2.4	エネルギー	51
4.2.5	公害対策	52
4.2.6	廃棄物と解体	52
4.2.7	建設	53
4.2.8	デザイン・計画	53
4.2.9	交通・会場内移動	54
4.2.10	海外からの参加者（外国政府・国際機関等）	55
4.2.11	サステナブルなイベント運営	55
4.2.12	レガシー	56
<b>5</b>	<b>まとめ</b>	<b>57</b>

## エグゼクティブサマリー

2027年国際園芸博覧会（以下「本園芸博」という。）は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に2027年に開催される。

本園芸博を承認した国際園芸家協会（以下「AIPH」という。）は、サステナビリティを「全ての人にとってバランスのとれた豊かな未来を築き、この世代と次の世代のために地球を持続させる」という使命の根幹に位置付けており、国際園芸博覧会の開催及び運営において重視している。本園芸博の開催・運営を通じて、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）は、AIPH が提唱する「サステナビリティ・ポリシー」の考え方を根幹の理念として重視する。

上記を踏まえ、協会は AIPH が提唱する考え方に基づいたサステナブルな国際園芸博覧会を実現するため、その取組の方向性を示す「サステナビリティ戦略（以下「戦略」という。）」、具体的な取組・行動内容を示す「サステナビリティ実施計画」を策定する。また、戦略・計画に定めた事項を着実に実行するため、ISO20121 に準拠した「イベント・サステナビリティマネジメントシステム」を構築し適用することを予定している。

協会では、環境や人権、労働等の専門家で構成する「持続可能性有識者委員会」において、サステナビリティ戦略・実施計画、調達コードの検討を行った。有識者委員会の資料については、協会の HP (<https://expo2027yokohama.or.jp/>) で公表している。

このうち、戦略については、守るべき規範・規則として国内外の条約、法令、国際規格等を整理し、また、本園芸博を取り巻く背景情報・環境分析として、PESTPEL 分析及び SWOT 分析を実施し、サステナビリティの実現に向けた前提条件の整理を行った。

これらを前提として、6つの観点（人権、労働、腐敗防止、ダイバーシティ&インクルージョン、アクセシビリティ、環境）から、本園芸博のサステナビリティの「基本方針」を定めた。また、12の分野（生物多様性、水環境、脱炭素、エネルギー、公害対策、廃棄物と解体、建設、デザイン・計画、交通・会場内移動、海外からの参加者、サステナブルなイベント運営、レガシー）について、本園芸博をサステナブルなイベントとするための目標を設定するとともに、目標を実現するための取組と、その達成度を客観的に判断するための指標（KPI）を設定した。

本園芸博のサステナビリティの実現に向けては、協会自らが先頭に立ち、率先して行動するほか、運営に関わる多くのサプライヤー、サプライチェーン等に対しても、持続可能性に配慮した調達コードや、運営に関するガイドラインの遵守を呼びかけ、本園芸博に関わる全てのステークホルダーが一体となって取り組む。

本園芸博の開催を通じ、テーマ「幸せを創る明日の風景」を踏まえて生物多様性や脱炭素等の取組を発信し、サステナブルな国際園芸博覧会の実現と、サステナブルな社会の実現に貢献する。

# 1 はじめに

## 1.1 サステナビリティの意義

### 1.1.1 国際園芸博覧会におけるサステナビリティの重要性

本園芸博は、AIPHに承認され、博覧会国際事務局（BIE）に認定された国際園芸博覧会であり、最高クラスとなる国際園芸博覧会（A1）に位置付けられている。

AIPHは2021年に、組織の意思決定や活動が人々や環境に影響を与える分野を特定し、サステナビリティにポジティブな変化をもたらすことができる機会を取りまとめた「サステナビリティ・ポリシー」を策定した。

このポリシーでは、AIPHの活動において重要であり、またサステナビリティの実現に大きく貢献する次の項目を示している。

- 1 気候変動対策
  - － 植物や緑地の持つ力を活用し、都市環境における気候変動への適応と回復力を高める。
- 2 生物多様性の保全
  - － 都市における自然環境と、世界におけるサステナブルな園芸の実践を促進する。
- 3 サステナブルな調達と資源管理
  - － 循環型経済の原則を採用し、プラスチック廃棄物やその他の汚染を削減し、効率的な生産と倫理的なサプライチェーンマネジメントを支援する。
- 4 公平性と包摂性
  - － 誰もが植物栽培と緑地にふれ体感できるよう、園芸のバリューチェーン全体の流通過程において公正かつ公平な商慣行や多様性・人権尊重を確保する。
- 5 サステナビリティ教育と意識向上
  - － 適切な情報提供と教育・啓発により、植物とその生育場所の重要性を認識し、植物栽培を通じた地域環境の保全と向上に向けた行動をするよう働きかける。

当該「サステナビリティ・ポリシー」は AIPH の運営において重要であり、本園芸博においても尊重して開催・運営を行う。

### 1.1.2 サステナブルな国際園芸博覧会の実現

続いて策定された AIPH の「サステナビリティ戦略」では、サステナビリティ・ポリシーに基づく達成目標が示されており、同戦略において、サステナブルなイベントを実現するための要件に相当するものとして、以下の内容を示している。

- 1 全ての人が包摂され、アクセスしやすい環境を提供する
- 2 安全で安心な環境を提供する
- 3 環境に良い影響を与える
- 4 健康的な生活を促進する
- 5 責任ある調達を実施する
- 6 優れた顧客体験を提供する
- 7 よりサステナブルな行動を奨励する
- 8 ポジティブなレガシーを残す

また、サステナブルな国際園芸博覧会の成功要因として、以下の内容を示している。

- 1 初期の計画段階からの指針となる包括的なサステナビリティ戦略及びレガシー計画の策定
- 2 サステナビリティ実施計画の策定（建設、運用、レガシー移行を含む。）
- 3 サステナビリティとレガシーに関する目標が意思決定とリスク管理のプロセスに完全に統合されていることを保証する効果的なガバナンスの仕組みの構築
- 4 サステナビリティのパフォーマンスを測定、監視、評価し、継続的な改善を図るためのプロセスの構築と運用
- 5 実績と教訓についての透明性のある報告とコミュニケーション

サステナビリティの実現は、国際園芸博覧会の開催において大変重要であり、AIPH が公表しているサステナビリティ・ポリシー、サステナビリティ戦略、規則等に基づき、本園芸博でも対応している。

これまでの国際園芸博覧会の歴史やレガシーを継承するとともに、様々な国際的な博覧会やイベントにおける経験や学び、反省を活かしながら、本園芸博のサステナビリティを検討する必要がある。また、国連持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の目標達成を目指す 2030 年の 3 年前に開催されるため、達成状況の確認と総仕上げの機会となり、さらには 2050 年までのカーボンニュートラル実現等の気候変動への対応、生物多様性の保全等、グリーン社会の実現に貢献するため、2030 年以降を見据えたサステナブルな国際園芸博覧会を実現する。

戦略は、上記背景を踏まえて策定する。

## 1.2 本園芸博の開催意義

### 1.2.1 本園芸博の開催意義

AIPH は、緑地を都市に融合させ、自然と人工環境を統合することにより、よりよい生活と経済活動を可能とする都市像「グリーンシティ」を提唱している。

開催地である横浜市は、震災や戦災からの復興、急激な都市化の中でも健康的でうまいのある住みよい都市を目指し、公園の整備、緑地・農地の保全等の施策を進めてきた。これにより国内有数の大都市でありながら、市民生活の身近な場所にまとまった樹林や農地、河川等、変化に富んだ環境を有している。また、全国に先駆けた公園愛護会・市民の森等の制度の導入による横浜の市民力を発揮した市民協働の取組や、「横浜みどりアップ計画」を推進している。「全国都市緑化よこはまフェア」の開催等を契機に、目指す都市の姿として「ガーデンシティ横浜」を掲げ、リーディングプロジェクトである「ガーデンネットワーク横浜」をはじめ、市民・企業・行政が一丸となった取組を展開している。さらには2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現に向け、市民や事業者等と連携した取組を進め、脱炭素を通じて更なる都市の成長につなげていくとしている。

気候変動や生物多様性の損失等の世界的な環境変化を踏まえ、我が国が培ってきた自然との関係性の中で、自然環境が持つ多様な機能を暮らしに活かす知恵や文化について、その価値を再評価し、持続可能な社会の形成に活用するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会を創造することを本園芸博の開催意義とする。

### 1.2.2 SDGs への貢献

本園芸博を「SDGs 達成に貢献するとともに、その先の社会も見据えた日本モデルを提示する場」とする。また、本園芸博の開催後も、更なる展開として、「環境と共に生きる」知恵・行動を世界に伝播し、SDGs 達成やグリーン社会に向けた日本モデルの実現・主流化につなげていく役割を果たすとともに、友好と平和や持続可能なまちづくりの姿を国内外に発信し、基地跡地の平和的利用の象徴的な先例としていく。そのため、Society5.0 の推進、グリーンインフラの実装、みどりの食料システム戦略の実現、花き園芸文化の振興等を通じた農業・農村の活性化、観光立国や地方創生に關する政策等を実践する観点から、具体的な取組を進める。

## 1.3 ビジョン&ミッション

### 1.3.1 本園芸博のテーマ

本園芸博のテーマとして、「幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～」を設定している。

本テーマには、一人ひとりが心に「幸福感を深める」ための種を自分の意志で蒔き、これを人や環境との関わりの中で育み、生命力にあふれ、個性豊かに、多彩な花を咲かせること、それが豊かさを深める社会の風景である、という思いを込めている。

また、テーマを展開し、具現化するための切り口として、次の4つのサブテーマを設定している。

生態系サービスに支えられている人と自然の新たな関係を構築するための基盤とそれを支える主体の将来像を示す観点から「自然との調和」及び「緑や農による共存」を、また、これに基づく心の豊かさや幸せがあふれる都市のサステナビリティを示す観点から、新たな価値創造による「新産業の創出」を、さらに、新たな価値を生み出し課題解決につなげる多様な主体の参画システムの在り方として「連携による解決」を示すことにより、本園芸博において「幸せを創る明日の風景」を体現していく。

#### ①自然との調和 Co-adaptation

---

日本の里山にみられる自然との共生、再生循環の知恵や、災害大国としての経験を生かし、自然の力を活用し、社会資本整備におけるグリーンインフラの実装等により、サステナブルで安全かつ魅力ある都市の土台づくりを世界に向けて提案する。

#### ②緑や農による共存 Co-existence

---

地球の環境容量と生態系システムの危機に直面し、持続的な未来に向けた意識が高まる中、人々は自然とふれあうことの喜びや楽しさ、人と人とのつながりの大切さを再認識し始めている。自然を愛（い）しくしみ、自然を暮らしに活かす農業文化やシェアリングエコノミーの原型ともいえる日本の農の心に学びつつ、緑や農を介して、社会・生活基盤の維持に一人ひとりが積極的に関わることにより、ともに分かち合い支え合う「グリーンコミュニティ」の在り方を提案する。

#### ③新産業の創出 Co-creation

---

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、いのちと暮らしを支え、文化や豊かさをつくる花き園芸・農の役割が再認識されている。

本園芸博を実験の場とし、花き園芸・農の高付加価値化や新技術・新品種の創出、異業種連携による生命産業の領域拡大等、時代の先駆けとなる新たな価値を創造する産業の創出・育成を提案する。

#### ④連携による解決 Co-operation

---

国内外の企業や教育・研究機関、市民を含む多様な主体や国際的ネットワーク等による横断的な参画システムを構築し、世界的な課題の解決につながる知恵や技術を集積し、各国の人々と相互に発信・交流・シェアすることで、多文化共生や友好と平和、多様性を尊重する社会の実現に寄与する。

### 1.3.2 事業構成の構築に当たっての基本方針

本園芸博の様々な要素を風景 (Scene) と捉え、花や緑、農・食が身近にある幸せの暮らしの姿を示すことにより、人々のライフスタイルを緑や自然環境を一層尊重するものへと変革する契機とし、望ましい未来の実現につなげることができる。

協会では、開催の意義や、先にあげた本園芸博のテーマを踏まえ、その実現を図るため、以下の組織運営のミッションを定める。

協会は、国際博覧会条約に基づく神奈川県横浜市における2027年国際園芸博覧会の準備及び開催運営等を行い、博覧会を成功させることをもって、国際連合の掲げる持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会の創造に寄与することを目的とする。

このため、本園芸博の開催を通じた多様な主体の連携により「参加者自らが作った国際園芸博覧会」という意識を醸成し、意識変容・行動変容につなげる。

本ミッションの下、ビジョンの実現に向けた事業構成の構築に当たり、以下の基本方針を設定する。

#### ①先進性と普遍性

国際園芸博覧会の普遍的な価値として、本物・実物の花や緑等の植物の存在感や魅力を中心に生命に関する圧倒的な本物の世界を展開するとともに、先進的な価値として、ICT や AI 等の最新情報技術を活用した、仮想現実、ロボット工学、メディアアート等との連携を展開する。

これらのリアルな自然と先進的なデジタル技術による世界を組み合わせる等の取組により、日常と非日常の融合と先進性と普遍性による相乗効果の発現を目指す。

#### ②多様性と寛容性

快適な参加に必要なユニバーサルデザインの徹底や農福連携等の福祉分野との連携、女性のエンパワーメントの促進等、多様性と寛容性を統合するコンテンツや、様々な協働を展開する。また、次世代を担う世界中の子どもたちをはじめとして、世界各地へ花と緑の多様性や自然共生の寛容性を浸透させるため、会場で提供できない体験等、会場外でのプロジェクトとも効果的に連携する。

#### ③シェア (共有・分配) とリンク (交流・参加)

様々な主体が準備段階から共通の課題の下で参加する協働型の国際園芸博覧会とするため、民間企業や国内外の市民の参画・連携、共創が可能となるよう、シェア (共有・分配) やリンク (交流・参加) 等の視点を重視し、新しい国際園芸博覧会の価値と歴史を構築する。

特に、サステナブルな世界の実現に向けて、自然資本財・生態系のシェアが必須であり、来場者に生命・生態系の豊かさへの気づきを促し、気づきが行動につながる契機となる工夫を行う。

#### ④可変性と柔軟性

急速に進むデジタル技術をはじめとする科学技術の革新、さらに、新たな感染症の発生や様々な国際情勢の変化等により、個々の生活、社会を取り巻く環境や潮流は、かつてないスピードで変容している。このような刻々と変化する社会情勢に柔軟に対応していくためのあり様を示す国際園芸博覧会とする。また、単に一時的な流行や効率性を重視するだけではなく、可変的に対応し、正しい方向に進化し続けることの意義を、事業の中で展開する。

#### 1.3.3 価値観

国際園芸博覧会の開催意義と使命に照らし、本園芸博では自然と共生してきた日本の社会、文化、ライフスタイルを基軸として、古来の自然共生の知恵や、最先端のデジタル、環境技術を活用し、多様な人々の英知を結集した、あるべき未来社会への先導として国際園芸博覧会の成果を提示する。

また、協会とサプライヤーを含む関係者全員は、国籍・人種、性別、年齢、障害の有無を問わず、サステナブルな社会の実現に向けて、全ての人が自分事として認識するよう意識と行動変容をもたらすこと、そして花や緑、農が身近にある幸せの暮らしの姿を示すことにより、人々のライフスタイルを緑や自然環境を一層尊重するものへと変革することを常に意識する。

この実現のために、協会は以下についてコミットする。

- 自然と共生してきた日本の社会、文化、伝統の英知を結集する。
- 世界的視点で研究機関、民間企業のデジタル技術を最大限に活用する。
- デジタル技術活用等を通じて参加者に対して効果的な情報発信に取り組み、それによる意識や行動変化を促進する。
- 日本、そして世界の人々が地球規模課題を共有して、ともに行動する契機になるよう、共有とコミュニケーションの場面を展開する。
- 世界中の人々に花や緑、農が身近にある幸せな暮らしの姿を普及、浸透させるよう、来場者以外の国内外の人も含めた、社会全体に対する情報発信も重視する。

## 2 状況分析

本章では、「1.2.2 SDGs への貢献」で定めた本園芸博が目指すサステナビリティの実現に向け、遵守・尊重すべき条約等の国際的な法的枠組み、国内、自治体の法令等について整理する。また、本園芸博及び協会を取り巻く外部環境等を整理し、サステナビリティの観点から今後、取り組むべき方向性を把握する。

### 2.1 規範的・制度的枠組み

本節では、主にサステナビリティや環境に関連する「国際的な法的枠組み」、「国内の法的枠組み」、「自治体の法的枠組み」を抽出し、記載する。

#### 2.1.1 国際的な法的枠組み

本園芸博は、日本国が批准・締結する条約等を遵守する。また、国内外の環境関連法規の遵守が求められることから、以下において環境に関連する主要な国際的な法的枠組みの概要について記載する。本園芸博においては、これらの枠組みの趣旨、目的、規定を理解し、遵守・尊重する。

遵守・尊重する枠組み	枠組みの概要・趣旨
国際博覧会条約	国際博覧会の開催期間・頻度、開催者・参加国の義務、組織等について規定し、博覧会の秩序ある開催・運営を図ることを目的としている
国際植物防疫条約	植物に有害な病害虫が侵入・まん延することを防止するために、病害虫のリスク分析に関する方法や病害虫を消滅する方法等の国際基準を策定している
ワシントン条約	絶滅の恐れがある野生動物植物を保護し、これらの種の国際取引の規制を行うことが規定されている
植物新品種保護に関する国際条約	新品種開発者の権利（育成者権）という知的財産権を保護することで、新品種の開発の促進を図ることを目的としており、公益性を担保するためのルールを取り決めている
生物多様性条約	生物多様性の保全、持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的として採択された
カルタヘナ議定書	特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある遺伝子組換え生物等（現代のバイオテクノロジーにより改変された生物）の安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することを目的として採択された
食料・農業植物遺伝資源条約	食料・農業のための植物遺伝資源の保全、持続可能な利用、その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を行うことを目的として採択された
遺伝資源の取得と利益配分に関する名古屋議定書	遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、これによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的として採択された

遵守・尊重する枠組み	枠組みの概要・趣旨
昆明・モンテリオール生物多様性枠組	社会全体の関与により、生物多様性の損失を止め反転させ、本枠組がビジョン、ミッション、ゴール及びターゲットの中で設定した成果を達成することにより、条約の3つの目的と議定書の実施に貢献するべく、政府、準国家及び地方政府による緊急かつ変革的な行動を触発し、可能にし、そして活性化することを目的として採択された
気候変動に関する国際連合枠組条約	大気中の温室効果ガス濃度の安定化を達成することを目的とし、温室効果ガスの排出・吸収の目標、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としている
パリ協定	「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであり、世界共通で「2度目標（努力目標 1.5度以内）」を達成することを目指している

## 2.1.2 国内の法的枠組み

本園芸博は、日本国内の法令等遵守する。また、以下において、サステナビリティや環境に関連する主要な国内の法的枠組みの概要について記載する。本園芸博においては、これらの枠組みの趣旨、目的、規定を理解し、遵守する。

遵守する枠組み	枠組みの概要・趣旨
令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律	国際園芸博覧会が国家的に重要な意義を有することに鑑み、本園芸博の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずることを趣旨としている
生物多様性基本法	生物多様性の保全とサステナブルな利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている
環境影響評価法	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に対する環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定に反映させることを求めている
種苗法	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、農林水産業の発展に寄与することを目的としている
植物防疫法	輸出入植物及び国内植物を検疫し、植物に有害な動植物の発生を予防し、駆除やまん延を防止することで、農業生産の安全及び助長を図ることを目的としている
環境基本法	環境の保全に向けて、環境法の基本理念を明らかにし、社会の構成員それぞれ（国、地方公共団体、事業者、国民）の役割を規定している

遵守する枠組み	枠組みの概要・趣旨
エネルギー政策基本法	「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での「市場原理の活用」という基本方針にのっとり、エネルギーの供給全体に関する施策の基本的な方向性を規定している
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することを目的としている
地球温暖化対策の推進に関する法律	社会経済活動、その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている
エネルギーの使用の合理化等に関する法律	工場、輸送、建築物及び機械器具等のエネルギーの使用の合理化や電気需要の平準化、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることを定めている
気候変動適応法	気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持を目的として、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準等を定めている
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図ることを目的としている
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建設・解体工事において受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確化し、事業者・国民の「排出者責任」の明確化や生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を定めている
資源の有効な利用の促進に関する法律	事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再利用（リユース）対策を新たに行うことにより、循環型経済システムの構築を目指している
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	食品廃棄物の発生抑制と減量化により、最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等としての利用の促進を目的としている
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	プラスチック使用製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進することを目的としている

### 2.1.3 自治体の法的枠組み

以下においてサステナビリティや環境に関連する本園芸博の開催地である自治体の法的枠組みの概要について記載する。本園芸博においては、これらの枠組みの趣旨、目的、規定を理解し、遵守する。

遵守する枠組み	枠組みの概要・趣旨
神奈川県環境基本条例	環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、基本理念を定めている
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置や、その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている
神奈川県地球温暖化対策推進条例	「神奈川県環境基本条例」の本旨を達成するため、地球温暖化対策の推進を図り、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的としている
横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	横浜市、事業者及び市民が一体となって環境の保全及び創造に取り組むための基本理念を設定し、施策の基本的事項を定めている
緑の環境をつくり育てる条例	緑の環境をつくり育てることにより、横浜を健康的でうまいおいしいのある住み良い都市とするための条例。公共施設の緑化、地域の緑化、緑地や樹木の保存、市民と行政との協定締結、工場の緑化、宅地造成における緑化、苗木の供給など市の緑に関する制度の根拠となっている
横浜市環境影響評価条例	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について計画段階での配慮、環境影響評価、及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めている
横浜市生活環境の保全等に関する条例	「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の本旨を達成するため、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置、その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めている
横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	脱炭素化に向けた取組について、市・市民・事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めている

## 2.2 国際規格

### 2.2.1 国連持続可能な開発目標 (SDGs)

2015 年の国連総会において全会一致で採択された「我々の世界を変革する持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で、中心に置かれているのが「国連持続可能な開発目標 (SDGs)」の 17 種類の目標とそれに紐づく 169 のターゲットである。

本園芸博では、SDGs 達成目標年の 3 年前に開催される国際園芸博覧会として、開催を通じて SDGs に掲げる目標・ターゲットのうち 17 の目標と 33 のターゲットの実現に向け、以下のとおり貢献する。

目標、ターゲット	方法
<b>目標 1</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性 (レジリエンス) を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に対する暴露や脆弱性を軽減する。	開発途上国の本園芸博への参加を通じて、気候変動の適応等の知識や技術の発信等により貢献
<b>目標 2</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱 (レジリエント) な農業を実践する。	持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用や、本園芸博の展示による啓発等を通じて、サステナブルな農業を促進することにより貢献
<b>目標 3</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	新興感染症 (新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 等) に対処することにより貢献
<b>目標 4</b> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	本園芸博の開催を通じた、花き園芸・造園業界に従事する人々の技能の育成等により貢献
<b>目標 5</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	協会の雇用、人事管理及び持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用等により貢献
<b>目標 6</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加をさせることにより、水質を改善する。	横浜市による下水道の整備と本園芸博での活用により貢献
<b>目標 7</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	再生可能エネルギー電気の調達 100%、持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用等により貢献

目標、ターゲット	方法
目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	
8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用等により貢献
8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。	
目標 9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用等により貢献
9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する	
10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	「基本方針「ダイバーシティ&インクルージョン」」に基づく取組により貢献
目標 11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	廃棄物・リサイクルに関する取組により貢献
11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	本園芸牌を通じたサステナブルな緑地や公共空間の取組の発信等により貢献
目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する	
12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用等により貢献
12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。	
12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	廃棄物・リサイクルに関する取組、持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用等により貢献
12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用等により貢献
12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	本園芸牌を通じたサステナブルな社会や自然と調和したライフスタイルの発信等により貢献

目標、ターゲット	方法
目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。	気候変動の適応等の知識や技術の発信等により貢献
13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	本園芸博を通じた気候変動対策の推進と発信等により貢献
目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用等により貢献
目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用や、生物多様性に配慮した会場計画等により貢献
15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	
15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。	
15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	
目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
16.5 あらゆる形態の汚職や賄賂を大幅に減少させる。	「基本方針 3 腐敗防止」に基づく取組により貢献
目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	
17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	開発途上国を含むすべての国々が本園芸博に参加・出展しやすいように支援することにより貢献
17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公約、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	本園芸博の様々なステークホルダーとパートナーシップを構築し、本園芸博を成功させること等により貢献

（出典）SDGsの目標、ターゲットは外務省版訳より抜粋

## 2.3 背景情報・環境分析

### 2.3.1 PESTEL分析

以下では、本園芸博を取り巻く外部環境により、現在もしくは将来的にどのような影響が発生しうるのかを把握・予測することを意図して、PESTEL分析を行う。PESTEL分析では、「政治 (Political)」、「経済 (Economic)」、「社会 (Sociocultural)」、「技術 (Technological)」、「環境 (Environmental)」、「法律 (Legal)」という6つの視点から国内外の外部環境を分析し、グローバル化が進む世界においてそれらがどのように本園芸博に影響するのかを整理し、特にプラスになる可能性がある影響とマイナスをもたらす可能性がある影響について記載する。

図表 2-3-1-1 PESTEL分析

分野	分析事項
政治 (Political)	政権及び政策の動向、ロシア・ウクライナ情勢（エネルギー問題や物価上昇等）
経済 (Economic)	世界的な物価上昇（建設工事を含む）、インフレーション、為替相場、賃金動向、経済成長、個人消費、デジタル化
社会 (Sociocultural)	新興感染症（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等）、人口減少、少子高齢化、都市集中、地方の過疎化、テレワーク、花き園芸文化・環境に対する意識、ジェンダーに対する意識
技術 (Technological)	Society5.0の推進、DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）、水素・アンモニア
環境 (Environmental)	ネイチャーポジティブ、30by30等の生物多様性に関する目標の設定、グリーンインフラ、脱炭素、電力需給、エネルギー政策、ロシア・ウクライナ情勢等に伴うエネルギー安全保障問題、循環型社会、環境問題に関する意識
法律 (Legal)	サステナビリティ・人権尊重に関連する法制度の整備

図表 2-3-1-2 分析の結果

分野	プラスの影響	マイナスの影響
政治 (Political)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政権与党の安定</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関連する規制の撤廃</li> <li>● みどりの食料システム戦略</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ロシア・ウクライナ情勢</li> </ul>
経済 (Economic)		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不安定な為替相場</li> <li>● 低調な経済成長</li> <li>● インフレーション、物価高騰</li> </ul>
社会 (Sociocultural)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ワーク・ライフ・バランスの推進</li> <li>● 花き園芸に対する注目の高まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市集中、地方の過疎化</li> <li>● 新興感染症の流行</li> <li>● 先進国と比較して遅れる女性活躍</li> </ul>
技術 (Technological)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Society5.0の推進</li> <li>● 水素・アンモニア技術</li> </ul>	
環境 (Environmental)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生物多様性への注目の高まり</li> <li>● 電力のグリーン化</li> <li>● 循環型社会への移行</li> <li>● グリーンインフラの普及</li> <li>● 環境意識の高まり</li> </ul>	
法律 (Legal)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナビリティ・人権尊重に関連する法制度の整備</li> </ul>	

## プラスの影響

### 政治 (Political)

政治面では、日本国政府が既に 2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しているため、政策の急な変更は行われにくいと考えられる。環境関連の法改正も進められており、本園芸博においては国政の動きによる運営上の支障は少なく、円滑に開催が可能であると思われる。

2023 年 5 月に新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が感染症法上で 5 類に引き下げられ、外出自粛の要請等も取り下げられたことにより、国内の旅行需要は回復傾向にある。さらに、日本入国時の検査や入国後の行動制限が撤廃されたことにより、インバウンド需要も回復傾向にある。国内旅行の活性化とインバウンドの増加は本園芸博の来場者の増加に寄与すると考えられる。

また、日本国政府は 2021 年 5 月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定した。同戦略においては、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの食料システムを持続可能なものとするため、2050 年までに農林水産業の CO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現等の意欲的な目標が掲げられている。これらの目標は、サステナブルな園芸を目指す国際園芸博覧会と軌を一にしており、本園芸博にとって日本の園芸産業におけるサステナビリティを高める点において追い風になるとと思われる。

## 社会 (Sociocultural)

社会面では、新型コロナウイルス感染症の流行が、人々の生活意識に変化をもたらしている。内閣府の通信利用動向調査では、テレワーク実施者の62%が仕事と生活のうち、生活の方をより重視するようになっていると回答している。非テレワーク実施者であっても、3割が生活を重視するようになっており、生活重視の暮らし方が広まった。

また、国内の花き消費の推進を図る花の国日本協議会が行った消費者アンケートでは、新型コロナウイルス感染症予防のため自宅で過ごす時間が長くなって以降、「花やグリーンを飾りたい」という心境になったかという問いに対して90%が「以前に比べて、花やグリーンを飾りたくなった」と回答した。自宅で過ごす時間が長くなって以降、自宅で花を飾る頻度は実際に変わったかという問いについては、56%が「増えた」と回答した。新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、自宅に花を飾りたい理由として、90%が「癒されたい」、72%が「元気をもらいたい」と回答した。花と緑にはストレス軽減や社会性の向上、認知機能の改善等の効用があるとされており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、消費者に花を飾ることの意味、必要性を再認識させることにつながったことが示唆される。

## 技術 (Technological)

技術面では、日本国政府は Society5.0 の実現に向けた施策を推進している。Society5.0 は様々な社会問題の解決と経済発展を IoT 技術等で実現する社会のことであると、内閣府「第5期科学技術基本計画」で定義されており、日本国政府の成長戦略の一つの柱として位置付けている。本園芸博においても ICT や AI 等の最新情報技術を活用した、仮想現実、ロボット工学、メディアアート等の最新技術との連携を展開する。

また、世界全体で石油、石炭、天然ガスの代替エネルギーとして水素・アンモニアの技術開発や展開が進行している。日本国政府は2023年6月に「水素基本戦略」を改定。国内の水素製造と海外からの水素の購入を合わせた水素の導入量を、2040年までに年間1,200万トンに拡大するという目標を新たに設定し、今後15年間で15兆円の投資を行うとした。横浜市も民間事業者と「水素サプライチェーン構築に向けた連携協定」を結ぶ等、水素の供給整備や利活用に取り組んでいる。本園芸博は、カーボンニュートラルの達成を目標に掲げており、モビリティ等への水素・アンモニア技術の活用が期待される。

## 環境 (Environmental)

環境面では、生物多様性の保全に関する取組が注目を集めている。2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組(GBF)」が採択され、「ネイチャーポジティブ(自然再興)」という、「自然を回復軌道に乗せるために、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」目標が合意された。また、目標達成に向けて設けられた2030年ターゲットの中では、2030年までに海と陸の30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指し、30by30目標が設定された。GBFの採択を受けて、環境省は2023年3月に、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的計画として「生物多様性国家戦略2023-2030」を発表し、2030年

のネイチャーポジティブの実現に向けた5つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）と行動目標（なすべき姿）、目標の進捗評価のための指標群等が設定された。

エネルギー面では、日本国政府は電力のグリーン化を推進している。「第6次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの電源構成比を36～38%とした上で、さらに省エネルギーを進めるとしている。電源構成の半分以上を非化石燃料で賄う等、カーボンニュートラルに向けた脱炭素化が推進されている。本園芸博の運営に必要なエネルギーのグリーン化は、サステナビリティに貢献するとみられる。

また、可能な限り新しい資源の利用を抑え、地球上の資源を循環させるための設計を前提にした循環型経済への移行が進んでいる。廃棄物削減に関しては、リサイクルをはじめとした3Rが日本国内でも継続的に推進されている。日本容器包装リサイクル協会によれば、容器包装リサイクル法の施行以降、一般廃棄物の最終処分量は減少を続けている。さらに、日本国政府は「プラスチック資源循環戦略」を掲げて3Rやバイオマスプラスチックの利用の推進を行っている。本園芸博においても、3R+Renewableに配慮した資源利用、廃棄物収集が求められる。気候変動、資源循環、生物多様性は相互に影響し合い、関係性が高い。本園芸博の運営においてもこれらの同時解決に向けた取組の実施を進めていく方針である。

また、2015年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれた。本取組を官民連携・分野横断で推進するため、2020年3月には、産官学の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」が設立され、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を実施している。

環境に対する人々の意識も醸成されている。2020年の内閣府による世論調査では、地球温暖化、熱帯林の減少等の地球環境問題に関心があるか聞いたところ、「関心がある」と回答した人の割合が88.3%だった。脱炭素社会についても「知っていた」と回答した人の割合が68.4%であった。このように市民の間でも環境の意識が高まっていることは、環境に関してメッセージを発信する本園芸博にとって強い追い風になると思われる。

## 法律 (Legal)

法律面では、サステナビリティに関連する法令の制定が進んでいる。プラスチックに係る資源循環の促進等を目的とした「プラスチック資源循環促進法」が2022年4月に施行された。

また「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が2022年4月1日に施行された。今回の改定では、①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設、②地域の脱炭素化に貢献する事業を推進するための計画・認定制度の創設、③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量デジタル化・オープンデータ化の推進等が主な内容になっている。

2023年5月には、「GX推進法」、2023年6月には、「GX脱炭素電源法」が可決された。2050年カーボンニュートラル実現に向け、GX経済移行債の発行や、カーボンプライシングの導入、再エネ導入に向けた投資促進等が法律で定められた。

人権尊重に関連する法令の制定も進んでいる。欧米の法制化推進を受け、日本国政府は2023年4月、公共調達に参加する企業に対し、人権を尊重した取組に努めるよう求めていく方針を決定。2022年9月に公表した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づき、人権尊重の取組を推進することが求められる。

また、2023年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立した。本法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現のための理念法であり、国、自治体、企業、学校に対して性的マイノリティへの理解増進、啓発、環境整備等を努力義務に設定している。本園芸博では法令遵守はもちろんのこと、法令の基準を超えてサステナビリティや人権に配慮した運営を行い、サステナビリティについて発信していくことを目指す。

## マイナスの影響

### 政治 (Political)

2022年2月にロシアがウクライナに対して軍事侵攻を開始したことを受け、西側諸国はロシアへの輸出停止やロシア産資源の輸入停止等の経済制裁措置を実施している。また、欧州連合がロシア産天然ガスの輸出量を規制したことにより、世界的に天然ガス価格が高騰した。我が国においてもエネルギー調達価格の高騰が起っており、本園芸博におけるエネルギー調達への負担が懸念される。

### 経済 (Economic)

2021年以降、円ドル相場をはじめとした為替相場は円安傾向にある。2023年には一時、1ドル=150円台まで値下がりすることで、約32年ぶりの円安水準となった。円安は輸入物価を押し上げるため、本園芸博の開催・運営に必要な物品の調達コストが上昇する懸念がある一方で、インバウンドの増加等も見込まれる。

経済面において日本は、長期にわたって低成長が続いている。国際通貨基金（IMF）のデータでは、2020年における物価変動の影響を除いた日本の実質経済成長率は約1.6%であり、世界157位の順位だった。これは、他の主要先進国の成長率が5%以上であることを踏まえると、低い水準といえる。

2022年2月のロシアのウクライナ侵攻等により、世界的なインフレーションが起きた。国際通貨基金（IMF）の2026年までのインフレーション率の見通しでは、世界の総合インフレーション率はピークだった2022年の8.7%（年平均）から、2024年には5.8%と、2026年にかけて低下するとされているが、インフレーションは継続し、本園芸博の運営に必要な建設資材や物品の調達コスト等が想定よりも高くなる懸念がある。

## 社会 (Sociocultural)

社会生活面では、都市への人口集中・地方の過疎化が進んでいる。国土交通省によると、国内の人口集中地域の人口の割合は、2020年に70%となっており、2000年よりも4.8%増加している。都市の過密化は災害や感染症への対策の面でリスクとなる上、様々な外部不経済をもたらす恐れがある。また、都市への人口移動により、2050年までに現在、人が居住している地域の約2割が無居住化すると推測されている。無居住化により自然環境の保全がされなくなることで環境変化が起こる恐れがあり、農林水産省によると、2022年3月時点の再生利用可能な荒廃農地は9.1万haである。これらは、将来において自然共生の営みが失われる点で本園芸博にとって懸念となりうる。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、感染症対策の難しさを大きく浮き彫りにした。将来において新興感染症の拡大が起こった場合、本園芸博の準備・運営が滞ることはもちろんのこと、医療体制のひっ迫等の社会インフラの不安定化、外国人の入国制限の強化等が懸念される。本園芸博の運営においては、新興感染症の発生状況を注視するとともに、感染拡大に備えた体制づくりを目指す。

先進諸国と比較して日本は、ジェンダーにおける不平等の改善において大きく後れを取っている。ジェンダーギャップ指数において日本は世界125位に位置しており、特に政治や経済分野における女性の活躍が進んでいない点が批判されている。

### 2.3.2 SWOT 分析

以下では、本園芸博及び協会を主体として、外部環境と内部環境を「強み (Strengthes)」、「弱み (Weaknesses)」、「機会 (Opportunities)」、「脅威 (Threats)」の4つの要素で要因分析する SWOT 分析により、内部と外部の要因を視野に入れた戦略を取り巻く現状と方向性を分析する。

具体的には、以下のような手順を進める。

まず、組織及び本園芸博の開催に内在する、強み、弱みをリストアップする。次に機会については前出の PESTEL 分析の結果を参照しながら、現状及び将来を見据えて追い風となる要因である機会を整理・抽出する。そして同様の方法で現状及び将来を見据えた、向かい風となる要因である脅威を整理・抽出する。

図表 2-3-2-1 SWOT 分析の概要 1

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	強み (Strengthes)	弱み (Weaknesses)
外部要因	機会 (Opportunities)	脅威 (Threats)

上記を踏まえて、4つの要素をマトリクスに整理して、強みは維持、強化、活用する。弱みは改善か阻止するか、機会は優先付けして最適化に向けて積極活用する。脅威は克服するか、最小化する、という観点から方向性を整理する。具体的には以下4つの観点からの検討を行う。

- 強みをどのように維持、強化、活用するか
- 弱みをどのように改善、阻止するか
- 機会をどのように優先、最適化するか
- 脅威をどのように克服、最小化するか

図表 2-3-2-2 SWOT 分析の概要 2

		内部環境	
		強み (Strengths)	弱み (Weaknesses)
外部環境	機会 (Opportunities)	機会×強み 強みの活かし、 機会を創出する	機会×弱み 弱みの改善、活かし、 機会創出を図る
	脅威 (Threats)	脅威×強み 強みを活かして脅威を 回避し、機会創出を図る	脅威×弱み 弱みを改善して脅威を 回避し、機会創出を図る

分析の結果

<p><b>強み (Strengths)</b></p> <p><u>(立地・環境)</u> 上瀬谷の優れた立地と豊かな自然環境 横浜の国際観光・MICE 都市としての実績 横浜の優れた植物や園芸文化、農業</p> <p><u>(組織)</u> 国・自治体・民間が協力した推進体制</p> <p><u>(事業・企画)</u> 最先端の技術を活用した取組 サステナビリティに配慮した施策の実施</p>	<p><b>弱み (Weaknesses)</b></p> <p><u>(組織)</u> 協会の人員体制</p> <p><u>(経済)</u> 国内の花き産業における規模、消費の縮小 国内の花き認証基準の浸透の停滞</p>
<p><b>機会 (Opportunities)</b></p> <p><u>(経済)</u> 円安傾向によるインバウンドの回復 国内旅行、レジャー需要の回復</p> <p><u>(社会)</u> 花き園芸に対する注目の高まり 働き方改革、余暇の時間の拡大</p> <p><u>(技術)</u> 5G の普及</p>	<p><b>脅威 (Threats)</b></p> <p><u>(社会)</u> 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) も含めた新興感染症の拡大</p> <p><u>(経済)</u> 円安・インフレーションの進行</p>

## 分析の結果を踏まえた方向性

### 強みをどのように維持、強化、活用するか

本園芸博の会場である横浜市瀬谷区と旭区にまたがる 2015 年 6 月に返還された「上瀬谷通信施設」の跡地は、都心・羽田空港からのアクセスが 1 時間圏内であり、約 248.5ha ある広大で自然豊かな土地である。通信施設として土地利用が制限されてきたことから、農地や緩やかな起伏の草地等豊かな自然環境が広がっており、国際園芸博覧会の開催には最適といえる。本園芸博は、日本国政府、地元横浜市・神奈川県のほか、経済界も巻き込んだ推進体制を構築し、「幸せを創る明日の風景」をメインテーマとして、地域連携や ICT（情報通信技術）活用等の多様な参加形態による来場者も含めて参加者総数 1,500 万人を目指す。

開催地である横浜は、東京都に隣接する神奈川県に属する都市である。市の中心部には、港と丘の地形、開港都市としての歴史文化資産、高層ビル等の先進的都市機能、そして公園の緑が調和した美しい都市景観が広がっている。MICE の拠点都市としても国内外から多くの来訪者が訪れ、賑わいを創出している国際観光都市である。

また、横浜は花と緑の歴史においても園芸植物輸出入の玄関口であった。明治期の開港以降、ユリを代表として数々の花きを海外に輸出するとともに、バラやチューリップ等の西洋の花き輸入の先駆けとなる等、日本の花き貿易の先進地として優れた植物や園芸文化を世界に発信してきた歴史がある。さらに、横浜は大都市ながら豊かな農業文化を維持しており、横浜市は、「横浜みどりアップ計画」を策定し、農業振興や農地保全、市民と農とのふれあい、地産地消を推進している。

このような立地環境を活かして、参加者数の目標達成に向けて先進技術を活用した出展コンテンツの充実化や、幅広い参加者を募る。具体的には会場内で ICT や AI 等の最新情報技術を活用した仮想現実、ロボット工学、メディアアート等の最新技術等のデジタル技術を活用した多様なコンテンツを展開することで、来場できない国内外の人々のアクセスも確保することにより、花のある豊かな生活を国内外に広く発信し、国際園芸博覧会の理念を浸透させることを目指す。

併せて日本国政府のサステナビリティ、環境戦略に歩調を合わせた開催運営を通じてサステナブルな国際園芸博覧会のモデルを提示する。具体的には、カーボンニュートラルの達成、再生可能エネルギーの利用、3R+Renewable の推進、食品ロス削減等を実施する。

### 弱みをどのように改善、阻止するか

協会は、2021 年に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、2025 年に開催予定の大阪・関西万博の開催組織と比較すると、人員体制が小さい。専門性を有した職員の確保等、本園芸博の開催・運営に必要な人員体制を整えられるよう、今後も取組を進める。

国内の花き産業における規模、消費の縮小も課題である。花きの産出額は、1998 年の 6,300 億円をピークに減少を続け、2020 年には 3,300 億円に減少している。本園芸博では、花き園芸に関する優れた品種・先端技術やサステナブルな農業に係る展示・コンペティションをはじめ、新たな価値の創造に向けた産業創出・育成を進展させる。

また、日本では、花きの認証の普及度が低いですが、世界では GAP 認証の採用が進み、外見や口持ちだけでなく、環境負荷削減や労働安全、人権と社会的公正、経営管理、法令遵守に関する要求事項も含んだ認証制度が浸透している。これらの点を踏まえ、本園芸博では独自の植物調達基準を新たに設定し、

花きに関する国際基準、国内の現状を踏まえてサステナビリティの視点から調達の仕組みを新たに構築する。このように本園芸博の開催を機会にして国際基準を見据えた花き・植物の生産、流通の過程を通じて、安全、安心、環境配慮、法令遵守事項、農業環境規範の実現を目指す。

### **機会をどのように優先、最速化するか**

入国規制の緩和、為替市場における円安傾向を背景に、欧米、アジア主要国からのインバウンドの集客を積極的に展開する。また新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて展開される国内旅行の喚起策を踏まえ、国内集客を進める。日本国政府は、「デジタル田園都市国家構想」を推進しており、5G等の新技術を活用することで、本園芸博の魅力を開催前、期間中を通じて世界中に展開する。そのために充実した広報を戦略的に実施する。

特にコロナ禍でのライフスタイルの見直しや変化を背景に、花と緑のある豊かな生活や魅力を発信し、花と緑、環境、SDGsをテーマにした本園芸博の魅力、生活環境とのつながり、一体性を伝えることで、国内外からの集客を促進する。

### **脅威をどのように克服、最小化するか**

脅威となるのは変異を続ける新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の拡大である。引き続きの感染拡大防止のためのライフスタイルの維持継続の徹底に加え、ワクチン接種が進むことや予防薬、治療薬開発等も開催の成功を左右する鍵となる。本園芸博の開催時点においても新興感染症が拡大・継続している状況も見込まれることから、感染症の状況を踏まえて入場規制等の水際対策、3密（密閉・密集・密接）等の接触回避を含めて感染症の拡大を阻止しながら集客を進める。

また海外情勢の影響により、世界的な物価上昇が起こっている。建設資材等の調達コスト高騰を踏まえつつ、他方で、サステナブルで環境に配慮した調達とのバランスも含めて、調達方針や調達コードを現実的な視点から設定し、本園芸博の開催に必要な建設資材等のサステナブルな調達を実現する。

### 3 基本方針

本章では、戦略の骨格となるサステナビリティの基本方針について、人権、労働、腐敗防止、ダイバーシティ&インクルージョン、アクセシビリティ、環境の6分野において整理した。

具体的には、6つの分野ごとに、背景・取り巻く状況として、取り組む意義、国内外の動向、本園芸博との関連性等を整理した。その上で、国連のグローバル・コンパクト等を参考に「基本方針」を設定した。続いてこれらを踏まえ、具体的な施策・事業等の方向性を示す「取組の方向性」を整理した。

#### 3.1 人権

##### 3.1.1 背景・状況

###### 「人権」の尊重に取り組む意義

---

人権とは人類の普遍的な概念であり、誰でも平等に持っているものである。

AIPHのサステナビリティ戦略では、重要なサステナビリティのテーマとして「公平性と包摂性」を掲げ、「全ての人のための植物の栽培と緑地の促進、園芸バリューチェーン、多様性、人権全体で公正で公平な慣行を支持する」としている。普遍的な概念である人権の尊重は、本園芸博でも前提条件となるものである。また、「幸せを創る明日の風景」というテーマの実現に向けて、本園芸博の開催を通じて人権を重視する。

###### 国際的な動向

---

第二次世界大戦の経験を経て設立された国際連合は、1948年に「世界人権宣言」を採択し、基本的人権の尊重と人間の尊厳の不可侵について、世界共通課題として、各国で人権保障に取り組むことを宣言した。続いて、「人種差別撤廃条約」(1965年)、「国際人権規約」(1966年)、「女性差別撤廃条約」(1979年)、「子どもの権利条約」(1989年)、「障害者権利条約」(2006年)等の人権保障に関連する条約が採択されて、加盟国に批准・加入が求められた。このように国際的にも、「自由平等」、「生命、自由、身体の安全」等の人権保障の基盤が積み重ねられてきた。

また、国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金は、企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことを目指し、「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」を2010年に策定した。また、2011年には「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連の人権理事会で採択された。当該原則では、国だけでなく、企業も人権を尊重する主体として活動することが求められており、人権を尊重する責任を果たすため人権方針の策定、人権尊重の実施、救済メカニズムの構築等を推奨している。

2015年に、国連は2030年までに達成すべき具体的な目標であるSDGsを採択して、「人や国の不平等をなくそう」「ジェンダー平等を実現しよう」等の17の目標を掲げている。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の前文においては、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、SDGsの基本的な理念には人権尊重の考え方がある。

## 国内の動向

---

我が国においては、1947年に、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原則とする日本国憲法が施行され、人権全般に関するもののほか、女性、こども、高齢者、障害者に関する法令が制定、施行されている。

また、近年においては人権関連の条約批准・加入に伴い、「障害者差別解消法」(2013年)、「生活困窮者自立支援法」(2013年)、「いじめ防止対策推進法」(2013年)、「女性活躍推進法」(2015年)、「部落差別解消推進法」(2016年)、「ヘイトスピーチ解消法」(2016年)等の法令も整備されている。

2000年に制定された「人権教育・啓発推進法」では、人権教育・啓発に関する理念が明示されるとともに、国・地方公共団体・国民の責務が明確化された。これを受け、2002年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権侵害の解消に向けて、人権教育・啓発に関する総合的・計画的な取組が進められている。

ビジネスの分野においても人権尊重に関連する取組が進んでいる。日本国政府は、国連のビジネスと人権に関する指導原則を踏まえ、2020年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」を策定・公表した。また、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、企業に対して人権尊重の取組や人権デュー・ディリジェンスを実施することを推奨している。

## 開催地の動向

---

本園芸博の開催地である神奈川県では、2003年に「かながわ人権施策推進指針」を策定して、人権侵害の解消に向けて様々な取組を進めている。また、神奈川県は、2016年10月14日、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した。

横浜市においては1998年「横浜市人権施策基本指針」を策定して、横浜市のあらゆる施策・事業を人権尊重の視点を持って推進するための基本的な考え方や、人権施策の全体像と具体的な人権課題への取組等を示すとともに、市民、地域団体、事業者にもその意義を呼びかけ、社会全体で人権尊重の取組を推進している。

## 本園芸博と人権の関連

---

協会は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、本園芸博の準備・運営を行う方針である。

また、国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金の「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」に則り、女性のエンパワーメントを推進する。

2023年1月に発表した「2027年国際園芸博覧会 基本計画」においては、サブテーマの一つとして「連携による解決」を掲げ、「多文化共生や友好と平和、多様性を尊重する社会の実現に寄与する」ことを目指している。多文化共生・友好・平和・多様性、いずれのテーマについても、人権の尊重を前提としており、本園芸博の運営に際して、人権は普遍的に配慮が必要な視点となっている。

### 3.1.2 基本方針

#### 基本方針1 本園芸博に関わる全ての関係者は、国際的に認められた人権を尊重する

人権保障に関する責任は主として政府にあるが、個人や組織もまた人権の支持と尊重に重要な役割を担っている。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に示されているように、ビジネス界には人権を尊重する責任がある。業務環境や企業活動、様々な関係において企業は人権に悪影響を与えるリスクをもたらすことがある一方で、同時に自社の事業活動を発展させる過程で人権の享受を支持・促進する機会を提供している。本園芸博及び全ての関係者においても、人権を支持、促進する。

#### 基本方針2 「幸せを創る明日の風景」というテーマの実現に向けて、人権を尊重する

本園芸博のテーマとして「幸せを創る明日の風景」を設定している。本テーマには、一人ひとりが心に「幸福感を深める」ための種を自分の意志で蒔き、これを人や環境との関わりの中で育み、生命力にあふれ、個性豊かに、多彩な花を咲かせること、それが豊かさを深める社会の風景である、という思いを込めている。このような社会の実現のためには、普遍的な概念である人権への配慮は前提条件となるため、本テーマの実現に向けて、協会は本園芸博の開催を通じて人権を尊重する。

### 3.1.3 取組の方向性

#### 方向性1 国際的に認められた人権に関する国際規範を尊重する

協会は、国際的に認められた人権に関する国際規範を尊重し、国際規範が要請する内容について、効果的な方法により人権遵守の情報を発信し、組織内浸透を図る。これにより本園芸博の運営全般を通じて国際的な人権基準の遵守・尊重の基礎を構築する。また、協会の契約事業者や出展者等に対して、調達コード等により国際的に認められた人権基準の遵守・尊重を求める。これによりサプライヤー、サプライチェーン全般に対して同様に基礎が構築されることを目指す。

#### 方向性2 あらゆる差別・ハラスメントを禁止する

組織内の人事、採用、管理等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障害の有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除する。また、出展する企業等の調達物品等の製造・流通等においても同様に差別やハラスメントの排除を要求する。

#### 方向性3 地域住民等の権利侵害を禁止する

本園芸博の開催に伴う活動による人権侵害の未然防止や軽減のみならず、より広い視点を持って人権が尊重される社会づくりに貢献する。そのため、人権侵害を受けやすい社会的に立場の弱い人が抱える課題への理解を深めて、多様なステークホルダーと連携して自立支援につなげていく等、国内外での包摂的な社会づくりに貢献する。サプライヤー等においては、調達物品等の製造・流通等において、先住民及び地域住民等の権利を尊重することを求める。

#### 方向性4 女性の権利を尊重する

協会は組織運営において、性別による固定概念を打破し、女性の権利を尊重し、女性のエンパワーメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の積極登用や育児休暇の取得しやすい環境づくりに十分に配慮する。また、国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金が策定した「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」の7原則に基づき、社会的責任のある主体としてジェンダー平等の実現に取り組む。

#### 方向性5 障害者の権利を尊重する

協会は組織と本園芸博の運営において、障害者の権利を尊重し、本園芸博への参加促進とともに、製品・サービスの提供の際の安全性を確保する。また、本園芸博の開催を契機として経済的・社会的活動への参加を支援するため、障害者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障害者授産製品の使用等にも配慮する。

#### 方向性6 こどもの権利を尊重する

協会は組織と本園芸博の運営において、こどもの権利を尊重して、本園芸博への参加促進とともに、こども向け製品・サービスの提供の際に、安全性の確保やこどもを世話する親・保護者への支援等に配慮する。またサプライヤーに対しては、調達物品等の製造・流通等においても、こどもの権利を尊重しその健全な育成を支援することや、児童労働の禁止を求める。

#### 方向性7 社会的少数者（マイノリティ）の権利を尊重する

協会は組織と本園芸博の運営において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT等）、移住労働者といった社会的少数者の人々の権利についても同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等に経済的・社会的権利を享受できるように配慮する。

## 3.2 労働

### 3.2.1 背景・状況

#### 「労働」の問題に取り組む意義

---

労働をめぐる問題の解決に向けた取組は世界中で幅広く行われている。しかし、我が国を含め、先進国、発展途上国を問わず、今なお労働をめぐる問題は存在している。

我が国の近年の労働問題においては、生産年齢人口の減少やリスクリング、正規、非正規を問わない適正賃金による雇用の実現、生活水準の動向等が課題になっている。

協会の職員・スタッフをはじめ、世界中のサプライチェーンが関与する大規模な経済活動という側面を有する本園芸博において、最低限度の労働基準の遵守とともに、適切な雇用環境、適正賃金による雇用の尊重することが重要である。また、「幸せを創る明日の風景」という本園芸博のテーマの実現のためには、労働者の視点に立った国際的な規範に準拠した対応と取組が必要である。

#### 国際的な動向

---

近年では、グローバル化の進展により、相互依存的な世界的経済網が生み出されており、この進展は世界的な繁栄の源泉となる一方、不平等と不正義を拡大させるものという批判も起きている。

国連の組織である ILO（国際労働機関）は、男女が自由、平等、安全で、かつ尊厳ある条件の下で、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間的で生産的な仕事）を得る機会をもつことを目的に、国際労働基準を確立・発展してきた。

「国連グローバル・コンパクト」では原則 3、4、5、6 の 4 つが労働の原則として定められているが、これらの原則は ILO の「中核的労働基準」に基づいている。「中核的労働基準」とは「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ」にて定められた労働に関する最低限の基準であり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の 4 分野に加え、2022 年 6 月に 5 番目の分野として「労働安全衛生」の分野が定められている。ILO 加盟国はこれらの基準について、条約批准の有無を問わず尊重し実現する義務を負うとされている。さらには、多国籍企業、政府、使用者団体及び労働者団体に向けたガイドラインとして策定された「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」においても「全ての当事者は、1998 年に採択された『労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ』の実現に貢献すべきである。」と記載されており、企業運営においても「中核的労働基準」を遵守することが強く求められている。

#### 国内の動向

---

我が国においては、最低賃金の引上げやワーク・ライフ・バランスの確保等のディーセント・ワークの実現に加えて、労働市場インフラの戦略的強化、個人の成長と意欲を企業の強みにつなげる雇用管理、良質な雇用の創出、「全員参加の社会」の実現を目指し、雇用や人材開発、労働基準、雇用環境・均等、労使関係等の労働政策が施行されている。

近年では、「男女雇用機会均等法」や「障害者雇用促進法」、若者雇用促進法に基づく「事業主等指針」のように労働者のダイバーシティへの配慮を求めるものや、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法のように、多様な働き方の労働者を守るもの等、多様な労働対策がなされている。

## 本園芸博と労働の関連

協会は、本園芸博の開催に当たり、経済団体連合会「企業行動憲章」第6条で示されている「従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方」を踏まえて、これを実現する。また、「健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する」や、AIPH がサステナブルなイベントを実現するための要件として定める「全ての人が包摂され、アクセスしやすい環境を提供する」、「健康的な生活を促進する」、「責任ある調達を実施する」、「よりサステナブルな行動を奨励する」等を遵守した国際園芸博覧会の開催となるように努める。

### 3.2.2 基本方針

#### 基本方針1 協会職員の適切な労務管理を行う

ILO の「公平なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」では、雇用主に対して、従業員の権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な活動を指すディーセント・ワークの実現を求めている。協会においても職員・スタッフに対し、労働・活動環境への適切な配慮を実践し、ディーセント・ワークの実現を目指す。

#### 基本方針2 受注者・サプライヤー等の職員の適切な労務管理を行う

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」では、企業が直接的に引き起こしている人権侵害のみならず、間接的に関わり、加担している人権侵害についても責任が問われ、対処する必要があるとしている。そのため、協会は、建設工事、本園芸博の開催・運営、レガシーの各段階で関与するサプライヤー等及びその職員に対し、適正な労務管理と労働環境の確保を求める。

### 3.2.3 取組の方向性

#### 方向性1 ILO の中核的労働基準などの国際規範を尊重する

協会は、労働に関する国際的な基準（特に ILO の提唱する労働における基本的原則及び権利（ILO 中核的労働基準を含む））について、本園芸博の運営全般を通じて遵守・尊重する。

#### 方向性2 差別・ハラスメントを排除し、多様な人材が活躍できる職場をつくる

協会は人種や肌の色、性別、性的指向、性自認、言語、宗教、政治、社会的身分、年齢、障害の有無等による差別やハラスメントがなく、国籍にかかわらず多様な人材がインクルードされたと感じられる、労働者の権利を尊重した職場環境を作る。また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、雇用や賃金、労働時間、その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。

### 方向性3 職場環境の適切な整備を行う

協会は職員の心身の健康やワーク・ライフ・バランスの確保のため、超過勤務の削減に向けた取組を推進するとともに、相談窓口の周知や活用促進等、法令に則した配慮を行う。一人ひとりの仕事や生活の状況に応じた多様な柔軟な働き方の実現に向けて、超過勤務の削減に取り組むとともに、テレワークやフレックス等の柔軟な働き方の充実に努める。また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働をさせてはならない。

### 方向性4 安全衛生を管理し、働きやすい職場づくりを推進する

協会は労働法規に則した適切な職場マネジメントが確保されるよう、各種研修等を通じて管理職に周知徹底する。また、サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルス対策を含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって、身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。

### 方向性5 労働基本権などの労働者の権利を保障する

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の権利を確保しなければならない。

### 方向性6 強制労働を禁止する

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、不当な身体的又は精神的拘束による、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。

### 方向性7 児童労働を禁止する

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。

### 方向性8 賃金を保障する

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

サプライヤー等は、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。

#### **方向性9 外国人・移住労働者の労働管理を行う**

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生、特定技能在留外国人、外国人留学生を含む。）に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収等の違法又は不当な行為をしてはならず、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付する等、法令や行政指導に従い、対応すべきである。

#### **方向性10 就職困難者の雇用を促進する**

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、生活困窮者やひとり親といった就職困難者の雇用の促進に配慮すべきである。

### 3.3 腐敗防止

#### 3.3.1 背景・状況

##### 「腐敗防止」に取り組む意義

---

腐敗防止の解決に向けた対応は世界中で広く行われているが、先進国、発展途上国を問わず、今なお腐敗行為が存在している。

協会の職員・スタッフをはじめ、世界中から数多くのサプライヤー、サプライチェーンが関与する大規模な経済活動という側面を有する本園芸博において、腐敗行為が無く公平かつ公正な国際園芸博覧会を開催することは重要であり、腐敗防止の視点に立った取組が必要である。

##### 国際的な動向

---

国際的な腐敗防止において外国公務員への贈賄を違法とする原則は、1977年に米国で制定された「海外腐敗防止法」において確立された。それ以来、この原則は OECD 全加盟国をはじめ、その他多くの国々でも法制化されている。

1997年には「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」が OECD で採択され、さらに、包括的かつ効果的に腐敗問題に対処するため、2003年には「腐敗の防止に関する国際連合条約」が国際連合で採択された。同条約では、腐敗行為の防止措置、国際協力、財産の回復等に関する条項が規定されている。

2004年には、国際連合のグローバル・コンパクト・リーダーズサミットにおいて、腐敗防止が「関連グローバル・コンパクト」の第10番目の項目として加わることが発表された。企業はその理念を支持するだけでなく、民間部門も腐敗を根絶するために取り組むという意思と役割のメッセージが発信された。

##### 国内の動向

---

我が国においては、1998年に「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を締結し、2017年には「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」と「腐敗の防止に関する国際連合条約」を締結した。これらによって、日本国としての国際社会に対する腐敗防止への意思表示がなされたとともに、国際的な水準に合う形での法整備が進んだ。

経済産業省は、不正競争防止法に関して、外国公務員贈賄防止に関する企業の自主的・予防的なアプローチを支援することを目的とした、「外国公務員贈賄防止指針」を公表している。

##### 本園芸博と腐敗防止の関連

---

企業にとって、腐敗行為に関与していると疑われた際には、企業に対する評判や信頼が失墜する恐れがある。また腐敗行為は投資家からの不信を生み、結果として金融市場全体の不安定さをもたらすことにより、企業活動の資金調達にも大きく影響を与える。

協会は、国際的大規模イベントならではの特性や、一部公費を財源として公益的な事業を行う協会の特性を踏まえ、継続的なコンプライアンスの推進体制を構築し、ガバナンス機能を強化する。

### 3.3.2 基本方針

#### 基本方針1 あらゆる形態の腐敗の防止に取り組む

腐敗は世界全体の持続可能な発展を妨げている。開発に使用されるべき資源が不適切な形で失われ、貧困に苦しむ人々・地域に大きな悪影響を及ぼしている。不正競争によって製品・サービスの質は低下し、経済の成長を鈍らせている。ビジネス界には腐敗を防止する役割を担う能力と義務があることを踏まえて、本園芸博においても、あらゆる形態の腐敗の防止に努める。

#### 基本方針2 国際規範を尊重し、国内法令を遵守する

本園芸博の開催に係る全ての人は、現地の慣行や習慣にこだわらず、高潔さと倫理感の下、法規を遵守する。日本国内はもちろん、物品やサービスの調達を行う国々の反贈収賄法規やマネーロンダリング防止法だけでなく、国際規範を含む全ての腐敗防止に関わる法律や規制を遵守する。

### 3.3.3 取組の方向性

#### 方向性1 コンプライアンスの推進体制を構築する

協会は、監査課やコンプライアンス委員会を設置するなど、コンプライアンスの推進体制を構築する。また、「コンプライアンス規程」、「役職員の職務上の倫理に関する規程」等を策定し、協会、全てのサプライヤーに対して取引に関連する贈収賄、接待、及び料飲取賄を含むあらゆる贈収賄行為を徹底して禁止する。

#### 方向性2 コンプライアンス関連及び会計・契約事務関連規程等をホームページで情報公開する

コンプライアンス関連及び会計・契約事務関連規程等をホームページで情報公開する。  
また、調達コードの策定と運用を通じて、規範的で適切な取引方針を確立し、全てのサプライヤー、サプライチェーンに対して履行遵守を求める。協会は調達先における調達コードの遵守状況については、通報受付窓口等も設置し、必要に応じて当事者間における問題点の是正を求める。

#### 方向性3 役職員へのコンプライアンスの意識啓発を実施する

本園芸博の調達に際して、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする接待、贈答、金銭等の授受・供与が行われないよう、また疑義を招くような行為についても、これらが起こらないように、不正な利益供与に関する国内法令、指針について、役職員へのコンプライアンスの意識啓発を実施する。

#### 方向性4 利益相反を抑止し、適切に対処・管理する

協会は、組織、個人を問わず、直接的・間接的な利益相反や、利益相反と認識される可能性があるものを作りだすことも含めて、事前にリスクを可視化することにより、可能な限り事前かつ早期に回避する責任がある。したがって、組織、個人が利益相反の可能性があると認識した場合には早期報告を求める。それにより利益相反の可能性のあることを組織内に共有・開示し、組織として適切に管理・対処していくことが重要と考える。

協会は、「役職員の職務上の倫理に関する規程」「契約事務への関与に関する規程」を策定するとともに、組織内において利益相反の事例等の周知徹底を図り、利益相反の疑いが発生した場合は、組織、関係者自らが申告することを促し、組織として早期に発見・是正するように努める。

## 3.4 ダイバーシティ&インクルージョン

### 3.4.1 背景・状況

#### 「ダイバーシティ&インクルージョン」に取り組む意義

---

ダイバーシティ&インクルージョンとは、日本語で「多様性と包摂性」等と訳され、近年、世界的に企業等の組織運営を含む社会の様々な側面で注目されている概念である。

公共性の高いイベントであり、かつ、様々な背景を有する人々を巻き込んで行われる本園芸博において、多様な人々を受け入れ、そうした人々の持つ様々な知識や経験等を活用することは重要である。また、「幸せを創る明日の風景」という本園芸博のテーマの実現のためには、ダイバーシティ&インクルージョンの視点に立った取組が必要である。

#### 国際的な動向

---

ダイバーシティ&インクルージョンの考え方の萌芽は、第2次世界大戦の終戦から間もない1951年に、ILOにおいて採択された「同一価値の労働に対する男女労働者の同一報酬に関する条約」（同一報酬条約）に見られ、同条約では、同一の価値の労働に対しては性別による区別を行うことなく同等の報酬を与えなければならないと定められた。

また、国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金は、企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことを目指し、「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」を2010年に策定した。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGsでは、ダイバーシティ&インクルージョンに関連する目標とターゲットが掲げられている。

#### 国内の動向

---

我が国においても、国際条約の動き等と合わせ、多様な人々の社会参加に向けた法整備がなされてきた。例えば、1985年に「男女雇用機会均等法」が施行され、現在はそれまで企業の努力義務であった募集・採用・昇進等に係る男女差別が原則禁止となった。また、1999年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、その後、2018年の「障害者雇用促進法」の改正（精神障害者も法定雇用率の算定対象に包含）等、多様な人材が活躍できる社会や組織づくりに向けた法制度の整備が順次進められてきた。

さらに、LGBTの人々に対する社会的な関心の高まりを受け、2019年には「労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」の改正に伴い作成された指針の中で、性的指向・性自認への侮辱的な言動等をパワーハラスメントに該当する例として明記する等の施策が講じられた。また、2023年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」が成立した。

#### 開催地の動向

---

こうした国内外の動きを受け、自治体においても多様性を受容・活用する地域づくりに向けた施策が進められており、例えば神奈川県総合計画である「かながわグランドデザイン第3期実施計画」（主要施策・計画推進編）では、施策の方向性として「多文化共生の地域社会づくり」「人権政策の総合的な推進」「男女共同参画社会の実現と女性の活躍支援」等が掲げられている。

横浜市においても、2022年12月に策定された「横浜市中期計画2022～2025」の基本戦略の一つとして「誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」を掲げ、「多様な世代、多様な一人ひとりが自分らしく活躍できる地域づくり」「ジェンダー平等や多文化共生の推進」「障害児・者が自らの意思や希望に合った暮らしができる社会の実現」等を推進しており、「横浜市多文化共生まちづくり指針」等に基づき取組が進められている。

## **本園芸博とダイバーシティ&インクルージョンの関連**

---

近年、ダイバーシティ&インクルージョンは経営におけるポジティブな側面が注目されており、多様な人材の知見を活かし、イノベーション等につなげるために必要となっている。また、職場内の心理的安全性の向上と生産性の改善等にも寄与する。上記を踏まえて協会は、本園芸博に関わる全ての人々の人権を尊重するため、準備・運営に係るあらゆる分野においてダイバーシティ&インクルージョンを最大限確保することを目標として、開催と運営に努める。

### **3.4.2 基本方針**

#### **基本方針1 本園芸博の運営全般において関係者の多様性を尊重する**

---

本園芸博においては、来場者、出展者、協会スタッフ、サプライヤー、地域住民等、様々な人々と協力・協働を図りながら事業を進めていくことが必要である。そうした事業に関わる人々の中には、様々な人種や性別、宗教、政治的見解、出身国、社会的出自、年齢、障害、性的指向等を有する人が含まれる。

本園芸博の運営においては、協会自らがイベントに関わる人々の持つ多様性を受容・尊重するとともに、サプライヤーや出展者等のステークホルダーにおいても同様の理念・価値観に基づく行動や取組が進むよう促していく。

#### **基本方針2 多様な人々の視点や能力を生かし、先進的な国際園芸博覧会を実現する**

---

本園芸博に関わる人々の多様性の受容・尊重に加え、インクルージョンの観点から、先進的で誰もが参加しやすい国際園芸博覧会の開催に向けて、多様な人々の有する多彩な視点や能力等を積極的に活かしていくための取組を進めていく。

#### **基本方針3 本園芸博を契機として、社会全体にダイバーシティ&インクルージョン（多様性と包摂性）の意識の浸透を図る**

---

世界中の人たちが集まり、幅広いステークホルダーが関与する本園芸博の開催を契機として、来場者や出展者と地域住民との交流や学習の場の創出等を通じ、ダイバーシティ&インクルージョンの考え方の社会全体への拡大・浸透に向けた取組を進めていく。

### 3.4.3 取組の方向性

#### 方向性1 職員の募集や採用、配属等における不利益な取扱いを防ぐ

協会における職員の募集や採用、配属、研修受講や昇給・昇進等の機会において、人種や性別、宗教、政治的見解、出身国、年齢、障害、性的指向等を理由として不利益な取扱いが行われないよう、人権に関する取組と連携しながら、ダイバーシティ&インクルージョンの考え方の協会内での周知徹底を図る。

また、何らかの理由により差別やハラスメント等の不利益な取扱いが生じた場合に備え、ハラスメント相談窓口を設置し、モニタリングを行う等、救済に向けた必要な対策を講じる。

#### 方向性2 多様な人材が活躍できる環境を整備する

協会は、多様な人々が持つ知識や経験、能力、視点等を事業全体の企画、運営に活かすため、誰もが働きやすく、活躍できる職場環境の整備を図る。それらを通じて性別、障害の有無、国籍等にかかわらず多様な主体の知見と経験、英知を結集した本園芸博の企画、運営を実現する。

なお、協会内でのダイバーシティ&インクルージョンの推進を通じた成果やベストプラクティスについては、前向きに評価することで、更なる推進を図る。

#### 方向性3 出展者やサプライヤーなどにダイバーシティ&インクルージョンの取組を促す

出展者・サプライヤー向けの公募要項や調達コード等において、ダイバーシティ&インクルージョンに係る取組を各社・各団体へ要請する等、協会内部だけでなく本園芸博のステークホルダーにおいてもダイバーシティの考え方の浸透や取組が進むよう、必要な施策を講じる。

また、アクセシビリティに関する取組と連携しながら、会場の施設や展示、ユニフォームのデザイン等においても多様性に配慮する。

#### 方向性4 本園芸博を契機とした社会全体でのダイバーシティ&インクルージョン意識の醸成に寄与する

海外からの来場者や出展者と市民との交流、広報における関連したメッセージの発出等、本園芸博をきっかけとしてダイバーシティ&インクルージョンの考え方を広く社会に広めていくための取組を実施する。

また、運営をサポートする市民ボランティアスタッフ等について、人種や性別、宗教、国籍、年齢等を問わず広く募集・採用を行うとともに、ダイバーシティ&インクルージョンの考え方の浸透を図る。

その上で、本園芸博の開催を通じたダイバーシティ&インクルージョン推進の取組における優良事例に着目して、表彰や情報発信を通じた更なる普及や浸透に取り組む。

## 3.5 アクセシビリティ

### 3.5.1 背景・状況

#### 「アクセシビリティ」の確保に取り組む意義

---

障害の有無や性別、年齢等にかかわらず、誰もがいきいきと地域で生活できる社会、「共生社会」を実現するためには、アクセシビリティを確保することが重要な要素の一つになる。

オリンピック・パラリンピックにおいては、2013

年に IPC が「アクセシビリティガイド」を公表し、2021 年に開催されたオリンピックにおいても、東京 2020 大会組織委員会は「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、ハードとソフトの両面からアクセシビリティの環境を整備した。

本園芸博においても、障害のある人も、ない人も含めて様々な人が参加されることが想定される。また、「幸せを創る明日の風景」という本園芸博のテーマの実現のため、本園芸博に誰もが公平に参加できるように、施設整備、人的支援、情報等のアクセシビリティの確保が重要である。

#### 国際的な動向

---

1980 年代以降、障害者に特化した従来のバリアフリーのデザインが、障害のない者にとって使いづらくなる等の課題が顕在化し、障害の有無にかかわらず、誰もが使いやすいデザインの考え方、ユニバーサルデザインが提唱された。

国連は 2015 年に 2030 年までに達成すべき具体的な目標である SDGs を採択した。SDGs が示している 17 の目標のうち、「目標 11：住み続けられるまちづくりを」の中では、誰もが安全に使いやすい持続可能な輸送システム、参加型で差別のない持続可能な人間居住を計画・管理する能力強化、全ての人にとって安全で使いやすい緑地や、公共スペースの整備等について示されている。

#### 国内の動向

---

バリアフリーに関連する法律については、1994 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、2000 年に「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定された。また、2006 年に両法を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が制定された。

2016 年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者において、正当な理由なく障害を理由としたサービス提供の拒否・制限を禁止している。

その後、2018 年の「バリアフリー法」改正において、共生社会実現や社会的障壁の除去への留意が明文化された。2021 年の同法改定では、公共交通事業者等におけるバリアフリー設備を用いた役務の提供や情報提供等のソフト対策の取組強化等が掲げられた。また、移動円滑化には、バリアフリー関連設備等の事前情報の提供が重要になるため、ウェブアクセシビリティも重視されるようになった。2022 年には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めた「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行された。

## 開催地の動向

---

神奈川県では、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーのまちづくりを目指して、1996年に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、誰もが住みよいまちづくりに取り組んできた。2008年12月には、少子高齢化の進行や「バリアフリー法」の制定等、社会状況の変化に対応するため、条例を一部改正し、名称も「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」としている。

また、横浜市では、全ての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるため、「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民、各事業者、横浜市が協働して様々な取組を進めている。また、バリアフリー法に基づき、基本構想制度を活用し、市民がよく利用する施設が集まった地区内において、駅、道路、公園、建築物、信号機等に対する実施義務のバリアフリー化事業により、地区の重点的かつ一体的な街のバリアフリー化を推進している。

## 本園芸博とアクセシビリティの関連

---

協会は、本園芸博の開催に当たり、関係法令の理念、趣旨を踏まえるとともに、経済団体連合会「企業行動憲章」を踏まえて、ハード面の対応として、バリアフリー法に対応した施設整備のほか、同法の対象外となる施設において、自主取組や情報提供の配慮等に努める。またソフト面の対応として、社会的障壁を取り除く合理的な配慮や、心のバリアフリーを推進するための意識啓発や理解促進等に努める。

### 3.5.2 基本方針

#### 基本方針1 多様な利用者のニーズを踏まえたハード・ソフト面の対応を推進する

---

本園芸博では、車椅子の利用、視覚障害者、聴覚障害者、知的・精神・発達障害者、外国人等、多様な来場者が想定される。共生社会の実現に向けて、それぞれの異なるニーズに適切に対応するために、施設や設備のハード対策を実施した上で、人的支援や情報提供等におけるソフト対策を実施し、ハード・ソフト面の総合的な対応を図る。また、同じ障害においても程度の状況によりニーズが異なることから、対応方法については複数の選択肢を確保できるように努める。

#### 基本方針2 「移動」と「利用のしやすさ」の連続性を考慮した環境整備を推進する

---

個々の施設整備やサービスにおいて、バリアフリーやユニバーサルデザインの対応をしても、それぞれの結節部分において課題が生じ、連続性が担保されずアクセシビリティが確保されない場合がある。参加者の「移動」及び施設やサービスにおける「利用のしやすさ」の連続性を担保するために、移動環境の整備、施設や設備の整備、情報提供、人的支援等について、それぞれ独立したものとして検討するのではなく、一体的に捉えて検討し、整備を実施する。また、災害時や緊急時等においても支援が途切れないような連続性を考慮した対応を検討するとともに、サービスを提供するステークホルダーの連携体制の構築等の仕組みづくりに努める。

### 3.5.3 取組の方向性

#### 方向性1 円滑な移動環境を整備する

協会は、利用者の誰もが可能な限り同じ経路を利用できるように配慮する。また、障害のある人が利用しやすい駐車場（アクセシブルパーキング）をイベント会場の近くに設置する等の配慮をする。

#### 方向性2 利用しやすい施設を整備する

協会は、高齢者、障害者、子連れの利用者、外国人、補助犬利用者及び介助犬等の様々な利用者を想定して、施設や設備のバリアフリー化に加え、体感できる空間の設置等、それぞれのニーズを満たすために必要となる施設や設備を整備する。また、利用者の特徴の違いを考慮した上で、可能な限り全ての人にとって使いやすく安全な施設や設備を整備する。

#### 方向性3 案内機能及び人的支援の充実を推進する

協会は、利用者がより安心して本園芸博に参加できるように案内機能や人的支援の充実を推進する。案内サービスとして、多言語対応、手話、筆談等に対応した通訳ツール等を活用したコミュニケーション手段を準備する。また、スタッフが利用者にとって適切な支援をできるように研修等を実施し、サービスの向上に努める。

#### 方向性4 多様な手段により、適切な情報提供を行う

協会は、利用者が容易に適切な情報を収集することができるように、ウェブサイト等のウェブアクセシビリティに配慮する。刊行物においてはカラーユニバーサルデザイン等への対応を行う。また、非常時の情報提供においては、様々な障害に配慮して、音声案内のほか、デジタルサイネージ等による文字情報等複数の手段による情報提供を行う。

来場者の多様なニーズに応えるため、庭園や展示建築施設の紹介、コンベンションやナショナルデー・スペシャルデー等、イベント開催情報、飲食・物販等各種営業施設の案内、会場内や交通機関等の混雑情報等、案内サインやデジタル技術を活用した来場者への情報提供を行う。

#### 方向性5 適切な整備・支援を実現するための仕組みを構築する

協会は、適切な整備を実現するために、計画、建設、運用のそれぞれの段階において当事者より意見を把握する仕組みを構築する。また、当事者参加の仕組みやサービスを提供するスタッフの障害理解に関する教育推進の仕組みを構築する。さらに、改善につなげるために、実施した内容に対する振り返りや評価の仕組み、利用者からのフィードバックの仕組みを構築する。

#### 方向性6 関係機関と連携を図り、参加者の来場を促進する

協会は、最寄り駅から会場までのアクセシビリティを向上するため、行政や交通事業者等の関係機関と連携を図り、誰もが利用しやすい移動手段を可能な限り整備する。また、徒歩で移動する参加者への配慮として、歩きやすい歩道や誘導用ブロック等を整備する。

## 3.6 環境

### 3.6.1 背景・状況

#### 環境問題の解決に取り組む意義

---

国際園芸博覧会の開催の歴史は、人間・環境の課題解決及び提言の場として発展してきた経緯と経験がある。本園芸博覧会においても、あらゆる主体が連携し、英知を結集させ、地球規模の環境問題や課題の解決に向けて、一人ひとりが主体的な行動を始める契機となりえる。また本園芸博覧会の開催は、花き園芸産業・造園業の振興や先導的なまちづくりへ貢献し、花や緑、農・食が身近にある幸せの暮らしの姿（Scene）を示すことにもつながり、人々のライフスタイルが緑や自然環境を一層尊重するものへと変革する契機となる。

#### 国際的な動向

---

国連主催による環境や開発に関する会議は、1972年を初回として10年ごとに開催されている。1972年の「国連人間環境会議(ストックホルム会議)」において「人間環境宣言」が採択された後、翌1973年にはナイロビに「国連環境計画(UNEP)」が設立され、環境に関する諸活動の調整や推進を行ってきた。

2015年に国連は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択した。その中で、2030年までに達成すべく掲げた17の目標のうち、環境関連の目標が多数設定されており、国連の環境問題に対する関心の高さを示している。

2016年には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された「パリ協定」が発効した。また、2023年にアラブ首長国連邦で開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)では、化石燃料の脱却を進めること等が合意された。

生物多様性の保全も世界的に注目を集めている。2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せるためのネイチャーポジティブ実現の方向性が示されている。

世界では、可能な限り新しい資源の利用を抑え、地球上の資源を循環させるための設計を前提にした循環型経済への移行が進んでいる。特に脱炭素化に向けた再エネ発電設備や電気自動車、デジタル化による機械機器の需要が高まる中、金属・鉱物の需要も増加しており、金属・鉱物の循環利用や利用効率の改善が求められている。

#### 国内の動向

---

国際的な動向と足並みを合わせ、日本においても環境関連法令等の整備が進められてきた。リオ・サミット開催の翌1993年には「環境基本法」が制定され、同法第15条に基づいて環境対策の基本的な枠組みを示す「環境基本計画」が策定されている。その他にも、循環型社会の構築や生物多様性の確保と促進、資源の有効な利用促進、ごみの削減、地球温暖化対策等、環境に係る個別論点に対応する法令等が整備され、適時に改正や新設の対応がなされている。

また2020年10月に、日本国政府はカーボンニュートラルを目的として国内の温室効果ガスの排出を2050年までに「実質ゼロ」とする方針を表明し、2021年4月には、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを目指すことを表明した。先進国として国際社会における環境問題の

解決に先導的に取り組む姿勢を示すとともに、国内の企業や各主体に対しても、従来の自社単独での環境負荷低減の努力に加え、サプライチェーン全体を見据えた対応を求めている。

また、「昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）」の採択を受けて、環境省は 2023 年 3 月に、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的計画として「生物多様性国家戦略 2023-2030」を発表し、2030 年のネイチャーポジティブの実現に向けた 5 つの基本戦略と、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）と行動目標（なすべき姿）、目標の進捗評価のための指標群等を設定した。

なお、日本では「里山」等、古来より森林の保全が水資源の確保につながり、山での人間の適切な知恵と行動が川や海まで育むような、人と自然の共生を実現し持続させてきた歴史がある。

## 開催地の動向

開催地である横浜市は、震災や戦災からの復興、急激な都市化の中でも健康的でうまいのある住みよい都市を目指し、公園の整備、緑地・農地の保全等の施策を進めてきた。また全国に先駆けた公園愛護会・市民の森等の制度の導入による横浜の市民力を発揮した官民協働の取組を進めるとともに、「横浜みどりアップ計画」、「全国都市緑化よこはまフェア」の開催等を契機に、目指す都市の姿として「ガーデンシティ横浜」を掲げ、リーディングプロジェクトである「ガーデンネックレス横浜」をはじめ、市民・企業・行政が丸となった取組を展開している。このような横浜市の取組は、AIPH が提唱する、緑地を都市に融合させ、自然と人工環境の統合により生活と経済活動を向上させる都市像としての「グリーンシティ」の考え方と一致している。横浜市ではさらには 2050 年の脱炭素社会の実現に向け、市民や事業者等と連携した取組を進め、脱炭素を通じて更なる都市の成長につなげていくとしている。

また、「横浜市中期計画 2022～2025」では、うち「戦略 3 Zero Carbon Yokohama の実現」の下、「政策 18 脱炭素社会の推進」、「政策 19 持続可能な資源循環の推進」、また「戦略 7 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現」、「政策 31 自然豊かな都市環境の充実」、「政策 32 活力ある都市農業の展開」が示されている。

神奈川県では、2020 年には気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、アカデミア、団体、県民と共有し、ともに「行動」していくことを目的に、「かながわ気候非常事態宣言」を発表し、2050 年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組を推進するとともに、「神奈川県水防災戦略」等の気候変動への適応の取組を進めている。

## 本園芸博と環境の関連

本園芸博は、地球規模の環境問題の解決と持続可能な社会の実現に向けて、民間企業が有する優れた技術やノウハウを活用する機会を創出し、また課題解決に向けて日本国政府、NPO・NGO、市民等との連携・協力を促すことで、あらゆる主体が積極的に環境問題解決に取り組むことの重要性を共有する場でもある。改めて官民の力と知恵、技術が融合した取組を通じて、環境問題の解決と克服、その先にある未来の持続可能な地球環境の実現に向けて、環境への取組は本園芸博の開催に当たり、大変重要である。

## 3.6.2 基本方針

### 基本方針1 環境負荷の低減に向けて、予防的アプローチを行い、継続的に改善する

---

「国連グローバル・コンパクト」の原則7「予防原則的アプローチ」に則り、環境アセスメントにより過去、現在、将来に起こりうる環境負荷について評価し、環境負荷を与える前に早期に対策を講じることで、環境影響における予防性を確保することが重要である。

予防性と併せて環境問題に対する「継続的な改善」も重要であり、国際園芸博覧会の開催という貴重な機会を生かし、目標の設定や具体的な取組の決定において、サステナビリティの実現の観点から、開催・運営を通じて改善努力と継続的な取組・改善を行う。また、本園芸博覧会の開催・運営のノウハウをレガシーとして残す等、将来にわたって改善が継続することを見据えて戦略を策定する。

### 基本方針2 環境責任を全うし、環境にやさしい技術の開発と普及を促進する

---

本園芸博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」及びサブテーマである「自然との調和」「緑や農による共存」「新産業の創出」「連携による解決」を推進することにより、「国連グローバル・コンパクト」の原則8の「環境責任」を全うするとともに、原則9の「環境にやさしい技術」の開発と普及を実現する。

### 基本方針3 日本の伝統に学び、国内外を問わず社会全体の活性化の一助とする

---

日本には、四季を通じた豊かな自然環境に加え、里山のような自然との関わり方や茶道・華道等の文化に溶け込んでいるもの等、自然に関わる有形無形の資産がある。日本が持つあらゆる良さや可能性に改めて目を向けることを通じ、本園芸博覧会の開催国として国内外を問わず社会全体を活性化の一助となる。

### 基本方針4 人と自然との共生の在り方を発信し、一人ひとりの意識変容・行動変容につなげる

---

人間が自然とつながりたいと本能的に抱く欲求「バイオフィリア」の考えの下、展示・出展や共創型テーマ事業を通じて、「花や緑があふれるグリーンシティ」「自然と共生する暮らし」を発信する。併せてリアル、デジタル技術を活用したバーチャル空間を通じて、企業出展・協賛、市民、国際出展、コンベンション等の交流の場を提供し、参加する一人ひとりが自然との共生の重要性を認識し、変化や行動につながるきっかけを提供する。

### 基本方針5 国際規範を尊重するとともに国内法令を遵守し、GX（グリーントランスフォーメーション）やネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた取組を通じて、生物多様性の保全、気候変動対策等の環境対策を推進する

---

日本国政府は、2050年までにカーボンニュートラル達成を目指しており、脱炭素社会の実現に向けた取組を通じ、経済社会システム全体を変革する「GX（グリーントランスフォーメーション）」を推進している。協会においてもGXの実現に向けて国際社会の枠組みや規範、動向、国内の環境関連の法規制を踏まえて積極的なリーダーシップを取り、責任を持って取組を進めており、「生物多様性国家戦略2023-2030」に2030年目標として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が設定された。また、

昨今は資源の乱獲や気候変動等により深刻化する生物多様性の損失の解決に向けて、国際社会が一丸となって取組を進めている。本園芸博では、このような日々変化する環境問題の動向や現状の課題も視野に入れて、柔軟に課題解決に向けて対応する。また、ネイチャーポジティブの実現に向け、本園芸博を通じて取組を発信する。生物多様性、気候変動、資源循環は相互に影響し合い、関係性が高い。本園芸博の運営においてもこれらの同時解決に向けた取組の実施を進める。

### 3.6.3 取組の方向性

#### 方向性1 協会が主導して本園芸博に関わる全ての関係者に対して遵守を啓発する

戦略の実施は、主催者だけでなく参加者、サプライヤー等全ての関係者が遵守することにより達成される。主催者である協会がリーダーシップを発揮し、協会内、本園芸博の関係者に対してサステナビリティの実現に向けて、總統的に働きかけを行う。

#### 方向性2 出展者、サプライヤー、サプライチェーン等に対し、調達コードを通じて取組を促進する

全てのサプライヤーと請負事業者を含む参加主体に対して、持続可能性に配慮した調達コードに則った行動を浸透させる。各主体が方針の趣旨を理解して、経済的誘引に影響されることのないよう、実効性のある内容とするため、持続可能性に配慮した調達コードの履行確保のため、通報受付窓口やチェック体制等を構築する。

#### 方向性3 協会内部における環境教育・啓発を十分に実施する

協会が働く一人ひとりが戦略等を十分に理解し、それぞれの事業を遂行する上で、環境問題の解決やサステナビリティの意義を念頭に置いて行動することを目指す。そのために協会内における環境教育を推進する。また、運営主体として出展やパビリオン運営、広報等も通じ、参加者や来場者に対しても、環境教育・啓発活動を行う。

#### 方向性4 自然環境を生かした会場やテーマ共創事業「Village」を通じて、テーマ「幸せを創る明日の風景」を創出する

自然環境を生かした会場づくりを進めるとともに、共創型テーマ事業「Village」等を通じて、テーマ「幸せを創る明日の風景」を創出する。

#### 方向性5 自然環境の保全と活用、環境負荷の低減を目指す

ネイチャーポジティブの実現に向け、開催地周辺の農地や豊かな自然環境を保全・活用し、生物多様性の保全と環境負荷低減を図る。また、グリーンインフラが実装された会場や会場設備自体を展示の一つとして国内外に発信するとともに、本園芸博の開催後も、旧上瀬谷通信施設のまちづくりをグリーンインフラ実装のモデルとして発信し、国内他地域に水平展開することを目指す。

#### **方向性 6 脱炭素化を目指し、再生可能エネルギーの利用、3R+Renewable 等を推進する**

会場整備や本園芸博の運営を通じて、カーボンニュートラルの実現を目指す。具体的には、省エネを推進するとともに、再生可能エネルギー100%の電気の調達など、再生可能エネルギーの最大限の利用、カーボンオフセット等を推進する。併せて、3R+Renewable 等の推進として、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle)、可能な部材等の積極的な活用やリニューアブル (Renewable) な資材調達に取り組み、資源の有効活用を図る。

## 4 目的と目標

本園芸博では、「幸せを創る明日の風景」をテーマとしている。また、テーマを展開し、具現化するための切り口として、「自然との調和」、「緑や農による共存」、「新産業の創出」及び「連携による解決」という4つのサブテーマを設定している。

本章では、まず、AIPH が提示する国際園芸博覧会の開催におけるサステナビリティ実現における5つの優先的な目標に合わせ、本園芸博においてどのように取り組み、また達成状況をどのように把握するのかを整理する。次に第2章で示した本園芸博の「テーマ」と4つの「サブテーマ」、及び第3章の「基本方針」の観点を踏まえ、本園芸博の目指すサステナビリティ全般に関して「目的」を設定するとともに、AIPH が要求する12の分野について、本園芸博をサステナブルなイベントとするための「目標」を設定する。さらに「目標」を具体化するための取組と、その達成度を客観的に判断するための指標を設定する。AIPH 要求事項の5つの目的と12の目標は相互に関係しているため、取組間のトレードオフを最小化し、相乗効果を生むような取組を推進する。なお、「目的」及び12の分野ごとの「目標」については、AIPH の示す「ガイダンス」及び「チェックリスト」に示されている事項に即して策定している。

#### 4.1 目的

AIPH は、国際園芸博覧会の開催におけるサステナビリティ実現の観点から、5つの優先的なサステナビリティ目標を提示し、これに合わせ、本園芸博覧会においてどのように取り組み、またどのように達成状況を把握するのかを明確にすることを求めている。本園芸博覧会の目指すサステナビリティ全般に関する目的と重要業績評価指標（以下「KPI」という。）を以下のとおり設定する。

APHの示す サステナビリティ目標	サステナビリティ全般 に関する目的	KPI
<b>1 気候変動対策</b> 都市環境における植物と緑地を活用した気候変動適応と復元プログラムを実施する	グリーンインフラの導入等による気候変動対策の推進	計画地周辺における自然環境との連続性を持った緑のネットワークの構築
<b>2 生物多様性の保全</b> 都市における自然環境の保全と、サステナブルな園芸を世界中に拡大することを推進する	サステナビリティに配慮した国際園芸博覧会の開催による生物多様性等の重要性の発信	参加者（地域連携や ICT 活用などの多様な参加形態を含む。）
<b>3 サステナブルな調達と資源管理</b> 循環型経済の原則を採用し、プラスチック廃棄物やその他の汚染を削減し、効率的な生産と倫理的なサプライチェーンマネジメントを支援する	持続可能性に配慮した調達の推進	持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用
<b>4 公平性と包摂性</b> 園芸バリューチェーンにおける公正・公平な慣行、多様性、人権を確保しながら、全ての人のために植物栽培と緑地の保全・拡大を推進する	公平性と包摂性等に配慮した国際園芸博覧会の開催	持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用
<b>5 サステナビリティ教育と意識向上</b> 植物とその生育場所の重要性が理解され、植物栽培を通じて地域環境を保護し向上させるための行動を起こすよう、その魅力を伝え、情報提供し、そして人々に感銘を与える	サステナビリティに配慮した国際園芸博覧会の開催による参加者への教育と意識の向上	参加者（地域連携や ICT 活用などの多様な参加形態を含む。）

各 KPI の基準値と目標値は、以下のとおりである。

ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
0-1	計画地周辺における自然環境との連続性を持った緑のネットワークの構築	なし 【2024 年度】	計画的な植栽整備 【2026 年度】
0-2	参加者（地域連携や ICT 活用などの多様な参加形態を含む）	2027 年国際園芸博覧会協会 基本計画の策定 【2022 年度】	1,500 万人 【2027 年度】
0-3	持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用	調達コードの策定 【2023 年度】	調達コードの適切な運用 【2027 年度】

## 4.2 目標

### 4.2.1 生物多様性

既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を進める。出展内容として、世界の様々な地域、国、国際機関等から多種多様な植物や農産品が日本国内に持ち込まれる中で、会場全体に対して、適切に維持管理可能な体制を一貫して構築することで、輸入に伴う国内の生態系への影響を可能な限り回避、軽減する。また、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、本園芸博を通じて取組を発信する。

目標	ID	KPI	基準値 【敷設年度】	目標値 【達成年度】
生物多様性の保全	1-1	生物多様性の保全	なし 【2024年度】	注目すべき種の動植物相及びその生息・生育環境への影響、地域の生物多様性に係る影響を最小限に留める 【2027年度】

#### コラム：グリーンインフラ計画

グリーンインフラ計画は、グリーンインフラの実装により、自然と共生し、安全・快適な空間を形成し、多様な活動を支える空間モデル及びその連携を提示することを目的とする。また、デジタル技術の活用やデータの見える化等により、グリーンインフラの効果の実感を高める工夫を随所に取り入れていく。会場計画の基本方針等を踏まえて、グリーンインフラ計画の基本的な考え方を以下に記載する。

#### 1 旧上瀬谷通信施設地区の自然環境特性の継承と向上

旧上瀬谷通信施設地区では、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画により、地区全体で多様な機能を持つグリーンインフラを活用することとしている。これを踏まえ、会場においても、まとまりのある樹林や、谷戸地形、生息する生物といった既存の自然環境をできる限り保全・活用し、さらにそのポテンシャルを向上させる。また、コモンズ等で体现する自然との共生の場、自然を通じたコミュニティ形成の場の基盤を形成する。計画に当たっては、微細な地形分析による流域と水系の保全と活用、既存樹木の保全や雨水浸透を活かした緑陰や施設の配置、環境シミュレーションの実施による会場内温熱環境の把握と卓越風の活用等についての検討を行い、サステナブルな都市基盤のモデルとなる会場をつくる。

#### 2 会場の快適性や展示・出展計画とも連携した魅力の向上

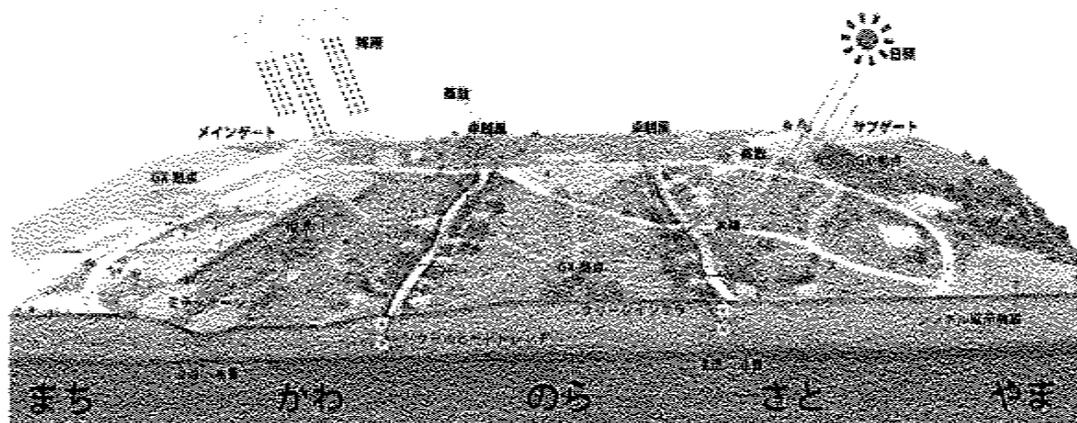
継承する自然環境特性を活用しながら、水と緑と風の道を効果的に取り入れる等、来場者にとって快適で安心・安全な、魅力ある会場づくりを行う。なお、建築においても同様の考え方を取り入れる。

グリーンインフラを通じた環境教育・活動等を展開し、出展者等の多様な主体間のつながりや、人々の参加・交流を連携させることで、新たな連携の仕組みとなる世界観を有するまとまった空間モデルを形成させる。

#### 3 整備・管理運営と連携した環境負荷の低減

本園芸博は期間限定のイベントであること、開催後は都市公園等としての利用が予定されていること等、本園芸博の特性を踏まえるとともに、カーボンニュートラル等世界の潮流も意識しつつ、会場の整備・管理運営全体で環境負荷の低減を図る。

### 【グリーンインフラの実装イメージ】



#### 4.2.2 水環境

本園芸博の実施による相沢川や和泉川等の水質汚濁を防止するとともに、水源保全や地下水の涵養等の水資源の保全に努める。

また、本園芸博では来場者の安全性を確保するため、上水を主な使用水とするが、会場運営や植物の管理等に係る使用水量について、自動灌水装置の設置やグリーンインフラの積極導入等によって適切にコントロールし、本園芸博を通じた水使用量の削減を図る。

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
水消費量の削減	2-1	灌水消費量の削減	なし 【2024年度】	自動灌水エリアにおいて、人力灌水（20L/ml/日）から点滴灌水（10L/ml/日）へ削減 【2027年度】

#### 4.2.3 脱炭素

開催地である横浜では、2050年までに脱炭素化を目指す「Zero Carbon Yokohama」の実現に向け、市民や事業者等と連携した取組を進め、脱炭素を通じて更なる都市の成長につなげていくこととしている。本園芸博でもサステナブルなイベントの開催に向けて、建設、開催、撤去・解体等の各段階における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出源を特定し、国際スタンダードである GHG プロトコルを使用して排出量を算定した上で、協会、参加者及びサプライチェーンを含めた関係者等が連携・協力しながら排出量の削減に取り組む。なお、戦略等に記載する排出量は、環境影響評価の算定方法・排出量と異なるため、留意が必要である。やむを得ず、排出する温室効果ガスについては、信頼性のあるクレジットを利用したオフセットを実施し、Scope1、Scope2の脱炭素化を目指す。また、Scope3についても、公共交通機関の利用促進など、来場者や関係者等と協力し、温室効果ガスの排出削減に努める。

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
脱炭素化に向けた温室効果ガスの排出削減	3-1	温室効果ガスのスコープごとの排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Scope1 BAU 値※ 0.1 万 t-CO<sub>2</sub></li> <li>• Scope2 BAU 値 0.4 万 t-CO<sub>2</sub></li> <li>• Scope3 BAU 値 36.6 万 t-CO<sub>2</sub></li> </ul> ※BAU 値=削減対策を実施しない場合の排出予想量 【2023 年度】	排出対策後の排出量 <ul style="list-style-type: none"> <li>• Scope1 0 t-CO<sub>2</sub>※</li> <li>• Scope2 0 t-CO<sub>2</sub>※</li> <li>• Scope3 35.3 万 t-CO<sub>2</sub></li> </ul> ※排出対策により削減できない CO <sub>2</sub> に関しては、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指す 【2027 年度】

#### 4.2.4 エネルギー

本園芸博の開催に当たっての時代認識や、「SDGs の達成に貢献し、その先の社会も見据えた日本モデルの提示」という開催意義を踏まえ、会場となる地域の持つ自然環境ポテンシャルを引き出した会場づくりにより、使用するエネルギー量の低減に努めるとともに、運営等で使用するエネルギーについても、使用量の削減に努める。また、使用するエネルギーについては、オフセットも活用し、再生可能エネルギー100%の電気の調達を推進する。

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
建築のバッシブデザイン導入	4-1	建築のバッシブデザイン導入	なし 【2023 年度】	自然環境条件に沿った建築整備 【2026 年度】
省エネ型の設備の導入	4-2	省エネ型の設備の導入	省エネ型の設備の導入検討 【2024 年度】	省エネ型の設備の整備 【2027 年度】
再生可能エネルギーの最大限の活用	4-3	再生可能エネルギー電気の利用率	再生可能エネルギー電気の導入検討 【2024 年度】	100% 【2027 年度】

#### 4.2.5 公害対策

周辺の生活環境等に対して配慮するため、環境影響評価を実施する。事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴く等の手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる。また、会場整備や本園芸博の開催、撤去・解体による騒音・振動・光害・大気汚染、水質汚濁等の影響を可能な限り軽減させ、現在の生活環境に著しい影響を及ぼさないようにする。

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
周辺環境への影響の低減	5-1	工事に伴う周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさない	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさない 【2023年度】	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさない 【2028年度】

#### 4.2.6 廃棄物と解体

本園芸博の開催前に、先行して整備される将来公園施設を展示建築施設として利活用することで、資源の有効活用や廃棄物の削減を図る。

また、本園芸博の開催中のみ利用する仮設建築物は、リース品やリサイクル可能な素材等の積極的な活用により、解体時の廃棄物を可能な限り削減する。また、会場内での 3R + Renewable を推進するとともに、食品ロスやプラスチック等の削減を推進し、環境負荷の低減を図る。

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
将来公園施設を展示施設として利活用	6-1	将来公園施設を展示施設として利活用	なし 【2023年度】	将来公園施設を活用した展示施設整備 【2026年度】
資源循環に配慮した仮設建築物整備	6-2	レンタル・リース品による仮設建築物整備	なし 【2023年度】	レンタル・リース品による仮設建築物整備 【2027年度】
廃棄物のリサイクルの推進	6-3	コンクリート塊のリサイクル率	なし 【2023年度】	100% 【2028年度】

#### 4.2.7 建設

インフラ施設については、既存施設や、横浜市が新たに土地区画整理事業や公園事業等で設けるインフラ施設を効率的かつ有効的に活用してコストの削減と環境負荷低減を図る。

また、仮設建築については、水や風、光等の自然環境を有効に活用し、エネルギー消費の軽減を重視し、パッシブデザインを取り入れた「GREEN サーキュラー建築」とするとともに、環境に配慮した素材を積極的に使用することや、解体時の廃棄物を抑制する観点から、リース品やリサイクルが可能な素材等を積極的に活用して、環境負荷の低減に努める。

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
土地区画整理事業や将来公園施設と連携した施設整備	7-1	土地区画整理事業や将来公園施設のインフラ活用率	なし 【2023年度】	100%（電気、ガス、通信、上下水道） 【2027年度】
生態系に配慮した植物の維持管理の推進	7-2	生態系に配慮した植物の維持管理手法の検討	生態系に配慮した植物の維持管理手法の検討 【2023年度】	生態系に配慮した植物の維持管理の実施 【2027年度】
環境に配慮した建築素材の選定	7-3	持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用	調達コードの策定 【2023年度】	調達コードの適切な運用 【2027年度】

#### 4.2.8 デザイン・計画

会場内の自然環境を活かし、来場者が快適に過ごせるような会場計画を検討し、自然を最大限に体感できるデザインを目指す。

また、本園芸博の関係者全てに通じるユニバーサルデザインの考え方を共有し、誰もが利用しやすい施設整備を行うとともに、様々な来訪者の状況に配慮したサービスを提供するため、本園芸博の整備及び運営に携わる規定を定めた参加ガイドラインの作成等を行う。

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
設計配慮指針の策定	8-1	設計配慮指針の策定	なし 【2023年度】	設計配慮指針の策定 【2025年度】

#### 4.2.9 交通・会場内移動

会場へのアクセスについては、シャトルバス等の公共交通機関、自家用車や徒歩等での移動手段を選択できるよう関係機関と調整を図り、周辺への環境や移動の快適性、安全性に配慮した整備を進める。

また、会場内の移動においては、快適性向上、移動負担軽減、最先端技術の活用等を視野に入れ、徒歩による移動のほか、会場内モビリティの導入も検討し、楽しみながら移動できる環境を整備する。さらに、本園芸博に訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう、ユニバーサルサービスの観点から、国、地域、文化、人種、性別、世代、障害等に配慮した計画・整備を行う。

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
公共交通等による会場アクセスの向上	9-1	公共交通等による会場アクセスの向上	なし 【2023年度】	近隣4駅からシャトルバスを運行、会場及び会場外駐車場の整備、運営 【2027年度】
来場者が安全・快適に移動できる会場計画	9-2	来場者が安全・快適に移動できる動線計画の策定	なし 【2023年度】	<ul style="list-style-type: none"> <li>来場者の主動線は、会場全体を回遊する形状に配置</li> <li>西側のループと東側のループにより、各コンテンツへの効率的なアクセスを実現</li> </ul> 【2026年度】
会場計画へのユニバーサルデザインの導入	9-3	ユニバーサルデザインガイドラインの策定	なし 【2023年度】	ユニバーサルサービスの提供に関するガイドラインを策定 【2024年度】

#### 4.2.10 海外からの参加者（外国政府・国際機関等）

人と自然が共生する未来社会の在り方として「日本モデル」を提示し、本園芸博の開催意義を共有するため、海外からの参加者（外国政府・国際機関等の公式参加者等）を念頭に、本園芸博の趣旨や開催意義、事業内容、展示・出展・コンペティション等に関する情報を広く共有する。

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
海外からの参加者（公式参加者）に向けた情報提供	10-1	海外からの参加者（公式参加者）に向けた情報提供	公式参加者向けウェブページの開設（英語版） 【2022年度】	公式参加者向けウェブページ等を用いた情報提供を行い、本園芸博のサステナビリティ戦略・実施計画や、それらに則った出展に係る各種指標、環境配慮等に係る規定について、展示・出展に反映してもらえるよう、公式参加者へ周知 【2027年度】

#### 4.2.11 サステナブルなイベント運営

本園芸博における展示・出展、及びテーマ事業、行催事等の実施に際して、イベントのサステナビリティを管理するマネジメントシステムを構築し、サステナブルなイベントの運営を実現する。また、展示体験プログラムや多様な飲食・物販施設を配置する食体験事業の実施においても、食品ロスの削減等を図り、環境負荷の低減やサステナビリティに配慮した運営を行う。また、プラスチック等の使い捨て容器の削減を推進する。

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
食品ロスの削減の推進	11-1	食品ロスの削減の推進 ※公式参加者、一般営業出店、Village出展、テーマ営業出店	食品ロスの削減の検討 【2023年度】	・無理なく食べきれる量やサイズのメニューの提供 ・来場者に呼びかけ 【2027年度】

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
テーマに沿った、音・光のコントロール	11-2	テーマに沿った、音・光のコントロール ※公式参加者、一般営業出店、Village 出展、テーマ営業出店、催事参加	テーマに沿った、音・光のコントロールの検討 【2023 年度】	テーマに沿った、音・光のコントロール 【2027 年度】
ESMS（イベント・サステナビリティマネジメントシステム）の構築	11-3	ESMS（イベント・サステナビリティマネジメントシステム）の構築	ESMS の導入に向けた検討 【2023 年度】	ISO20121 の認証取得・適用 【2027 年度】

#### 4.2.12 レガシー

本園芸博の開催後に、本園芸博のレガシーを継承する都市公園を横浜市が整備することが予定されている。この公園は、本園芸博の理念・テーマ等を継承・発展・発信する拠点となり、多様な主体の参画と連携により、自然と共に生きるサステナブルで多様なライフスタイルの醸成に寄与するとともに、人と人がつながるコミュニティの場としての展開を目指す。

また、戦略、実施計画、サステナビリティに配慮した調達等、本園芸博において実施するサステナビリティに関連する活動等については、サステナビリティレポートに記録し、レガシーとして継承していく。

目標	ID	KPI	基準値 【設定年度】	目標値 【達成年度】
博覧会施設の公園への継承	13-1	博覧会施設の公園への継承	なし 【2023 年度】	博覧会施設の公園への継承 【2027 年度】
サステナビリティレポートの策定・AIPH 報告	12-2	サステナビリティレポートの策定・AIPH 報告	サステナビリティレポートの検討 【2023 年度】	・ブレイイベント・サステナビリティレポートの AIPH 報告 ・ポストイベント・サステナビリティレポートの AIPH 報告 ・サステナビリティ及びレガシーレポートの AIPH 報告 【2030 年度】

## 5 まとめ

戦略では、本園芸博のサステナビリティ戦略として、以下の内容を記載した。

- サステナビリティの意義、本園芸博の開催意義、ビジョン&ミッション
- 状況分析
- 基本方針
- 目的と目標

戦略で定義した目標達成に向けた具体的なアクションについては、別途、「サステナビリティ実施計画」を策定する。また今後、本園芸博のサステナビリティに関する学習・理解浸透を図るため、教育活動の指針となる「サステナビリティ教育計画」、ターゲットとなる来場者や関係者に戦略的なメッセージを伝え、本園芸博を成功に導くための「サステナビリティコミュニケーション・エンゲージメント計画」を作成する予定である。

また、協会や出展者等が、物品・サービスの調達や工事の実施等に当たって遵守する「持続可能性に配慮した調達コード」を2024年1月に策定した。国連持続可能な開発目標（SDGs）においても、「持続可能な消費及び生産のパターンを確保する」という目標が設定されており、本園芸博においてサステナビリティに配慮した調達に取り組むことは、社会全般における消費・生産パターンの変革というレガシーにつながるものである。

2027年国際園芸博覧会  
持続可能性に配慮した調達コード



2024年1月

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

## 目次

用語の意味.....	1
1 趣旨.....	3
2 適用範囲.....	4
3 持続可能性に関する基準（共通基準）.....	5
3.1 全般.....	5
3.2 環境.....	6
3.3 人権.....	8
3.4 労働.....	9
3.5 経済.....	11
4 物品別の個別基準.....	13
5 担保方法.....	14
6 通報受付窓口.....	17
別添：物品別の個別基準.....	18
1 木材.....	18
2 紙.....	21
3 農産物.....	24
4 畜産物.....	26
5 水産物.....	28
6 パーム油.....	33
7 糖物.....	37
主な参考文献.....	40
策定プロセス.....	41
改定履歴.....	41

## 用語の意味

用語	意味
物品・サービス・工事等	工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等（電磁的方法により提供されるものを含む。）
ライセンス商品	協会とのライセンス契約に基づいて、ライセンシーによって製造・販売等される物品
出展者等	日本国政府、協会、本園芸博に出展する外国政府、国際機関及びその他の機関（公式参加者）、企業及び自治体等（非公式参加者）、協会と商業活動に関する営業参加契約書を締結する事業者（一般営業参加者）、その他本園芸博の運営に参画する事業者（催事参加者及び広報参加者等）等
サプライヤー	協会が契約を締結する物品・サービス・工事等の提供事業者（1次サプライヤー）
サプライヤー等	協会が調達する物品・サービス・工事等のサプライヤー、協会がライセンス契約した本園芸博のライセンス商品のライセンシー、及び本園芸博への出展者等
ライセンシー	国際園芸博覧会のロゴ等を用いた公式ライセンス商品等を製造・販売等する事業者
サプライチェーン	原材料の採取を含め、サプライヤー、ライセンシー、出展者等に供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者（2次サプライヤー、3次サプライヤー等）
協賛企業	国際園芸博覧会の運営等に要するノウハウ、商品・サービス及び資金を提供する企業
製造・流通等	協会への納品（電磁的方法を含む。）・サービス提供、ライセンス商品の販売又は出展者等への納品・サービス提供までの、国内外における、原材料の採取、製造、制作、建設、流通、運営等のプロセス（持続可能性の観点からは、原材料採取から廃棄に至るまでのライフサイクル（又はバリューチェーン）全体を通じた視点も重要であるが、調達コードが対象とする範囲の明確化の観点から、協会への納品・サービス提供、ライセンス商品の販売、又は出展者等への納品・サービス提供までとする。）
バリューチェーン	製品やサービスの開発を含み、原材料採取、製造、流通、保管、サービスの提供、使用等を経て、廃棄やリサイクル等の処分に至るまでの製品やサービスのライフサイクル全体を指す
インクルーシブ	「包摂的」を意味し、多種多様な人々が差別やハラスメントを受けることなく、受け入れ合う状態

用語	意味
オフセットスキーム	カーボンクレジットを用いた CO <sub>2</sub> 相殺手法。カーボンクレジットは、太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが存在しなかった場合の排出量及び炭素吸収・炭素除去量の見通し（ベースライン排出量等）と実際の排出量等（プロジェクト排出量等）の差分について、MRV（モニタリング・レポーティング・検証）を経て、国や企業等の間で取引できるように認証されたものを指す
デュー・ディリジェンス	企業の事業活動及びサプライチェーン等の取引関係を通じた法令違反、人権侵害、環境汚染等の負の影響を評価した上で、その結果を踏まえた対策を講じ、さらにその効果について検証する継続的なプロセス
女性のエンパワーメント	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと
リプロダクティブヘルス・ライツ	性と生殖に関する健康と権利。子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のとれた状態。国内では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の施行を受け、国等においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達等の取組が進められている

## 1 趣旨

2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）は、「幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～」のテーマのもと、2027年国際園芸博覧会（以下「本園芸博」という。）の開催に当たり、環境、社会、経済の分野を含む幅広い持続可能性に関する取組を推進する。

そのため、協会は、本園芸博の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、開催のために必要な物品・サービス・工事等を調達するとともに、経済合理性のみならず、環境、社会、経済等の持続可能性にも配慮した調達を行うことを目的として、「持続可能性に配慮した調達コード（以下「調達コード」という。）」を策定する。

国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」では、17種類の持続可能な開発目標とそれに紐づく169のターゲットにおいて、「持続可能な消費及び生産のパターンを確保する」という目標が設定されている。本園芸博において、持続可能性に配慮した調達に取り組むことは、環境、社会、経済の分野の持続可能な慣行の導人・促進を含め、社会全般における消費・生産パターンの変革というレガシーにつながるものである。

この調達コードでは、持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範（「持続可能な開発目標（SDGs）」、「パリ協定」、「世界人権宣言」、「ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO中核的労働基準を含む）」、「国連グローバル・コンパクト」、「OECD多国籍企業行動指針」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」等）を遵守し、法令遵守をはじめ、生物多様性や気候変動等の環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進、地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた調達を実現するために、基準や運用方法等を定める。

その上で、協会は、本調達コードの遵守を、サプライヤー、ライセンシー、出展者等及びサプライチェーンをはじめとする関係者との共同の取組として推進するとともに、SDGsが掲げる持続可能な消費及び生産の形態が確保された社会の実現に向けて、本調達コードと同様の取組が拡大し、サプライチェーンを含め、本園芸博のレガシーとして、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するように働きかけていく。

## 2 適用範囲

本調達コードは、協会が調達する物品・サービス・工事及びライセンス商品（以下「調達物品等」という。）の全てを対象とする。これには、協賛企業から調達するものを含む。

また、本調達コードの適用対象には、出展者等が、本園芸博に関連して調達する調達物品等を含むものとする。

協会は、サプライヤー等に対し、調達物品等の製造・流通、サービスの提供、工事の実施等に関して、調達コードの遵守を求める。また、協会は、サプライヤー等に対し、それらのサプライチェーンも調達コードを遵守するように、事業者との契約等において適切な措置を講じることを含め、働きかけることを求める。

### **3 持続可能性に関する基準（共通基準）**

#### **3.1 全般**

##### **3.1.1 法令遵守**

協会が調達する物品・サービス・工事のサプライヤー、協会がライセンス契約した本園芸博のライセンス商品のライセンシー、及び本園芸博への出展者等（以下「サプライヤー等」という。）は、調達物品等の製造・流通等において、適用される国内外の法令等を遵守するとともに、国際規範を尊重しなければならない。国際規範と各国の法令等が相反する場合には、各国の法令等を遵守しつつ、国際規範を尊重する方法を追求するものとする。

##### **3.1.2 報復行為の禁止**

サプライヤー等は、法令違反や差別、調達コード違反等の行為を通報した者に対し、監督官庁又は下記6に定める協会の通報受付窓口へ通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。

## 3.2 環境

現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、協会の調達においても、サプライヤー等に対し、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（2000年法律第100号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国が設定する方針（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」）等に定める水準を満たす物品・サービス・工事等を求めることとする。

また、物品・サービス・工事等そのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等を含むライフサイクルを通じたバリューチェーン全体においても、サプライヤー等に対し、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。

### 3.2.1 省エネルギー

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。

### 3.2.2 再生可能エネルギー等の利用

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO<sub>2</sub>排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギーに由来する電気や熱を使用することが挙げられる。会期中の会場内におけるカーボンニュートラル達成を目指すため、出展者等は、会場内において電気、都市ガス又はLPガスを使用する場合には、可能な限り、カーボンニュートラルなものを使用するべきである。

### 3.2.3 その他の方法による温室効果ガスの削減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの削減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセットスキームの活用等が挙げられる。

### 3.2.4 3R（リデュース、リユース、リサイクル）+Renewable 及び循環経済の推進

サプライヤー等は、調達物品等に関して、原材料を効率的に利用することや製品をなるべく長期間使用すること等により、廃棄物の発生抑制（リデュース）を図った上で、汎用品の活用や解体・分離・分解の容易な構造の採用等により、会期後に再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）しやすい製品とすべきである。サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物のうち、再使用・再生利用ができないものであってもエネルギー回収をすることで、資源の有効利用に取り組むべきである。サプライヤー等は、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を徹底し、これを徹底した後になお残る廃棄物の適正な処理を確保すべきである。さらに、循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けて、中長期的な視点から資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用することに配慮すべきである。

### 3.2.5 容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレット等の梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。また、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい容器包装等を使用すべきである。

### 3.2.6 プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減

サプライヤー等は、日本国の「プラスチック資源循環戦略」における 3R+Renewable の基本原則を踏まえ、調達物品等の製造・流通等において、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の不必要な使用・廃棄の抑制やプラスチック製品の使用を抑制し、代替可能性が見込まれる場合には、その機能性を保持・向上した再生材や紙等の再生可能資源への適切な代替を促進すべきである。

### 3.2.7 汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む。）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。

### 3.2.8 資源保全に配慮した原材料の採取

サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋等からの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林減少・劣化の抑制（森林減少ゼロに向けた取組の普及）の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。

### 3.2.9 生物多様性の保全

サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保等、持続可能な利用のための措置が講じられていない絶滅危惧種等の野生動物植物に由来する原材料を使用してはならない。また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、絶滅危惧種等の野生動物植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。

### 3.3 人権

協会は、多種多様な人々が積極的にまた安心して参加できる環境を整えるとともに、本園芸博から多様な考え方を発信できるよう、インクルーシブな博覧会の運営を実現することを目指しており、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の確保を求めていく。

#### 3.3.1 国際的人権基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準（特に国連グローバル・コンパクト、世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則等）を遵守・尊重しなければならない。

#### 3.3.2 差別・ハラスメントの禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障害の有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。

#### 3.3.3 先住民族及び地域住民等の権利侵害の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意に関する権利を尊重し、先住民族及び地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の苦しい破壊等を行ってはならない。

#### 3.3.4 女性の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワーメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。

#### 3.3.5 障害者の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障害者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障害者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化等の合理的配慮の提供、障害者投産製品等の使用等に配慮すべきである。また、製品・サービスの提供の際には障害者の利便性や安全性の確保等に配慮すべきである。

#### 3.3.6 子どもの権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。

---

・肌の色、言語、政治的その他の意見、国又は社会のルーツ、財産を理由とする場合を含む。

### 3.3.7 社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。

## 3.4 労働

労働は、製造・流通等の各段階に関係するものであり、国内外で強制労働、児童労働、長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、協会は、ディーセント・ワークの実現に向けて、適正な労務管理と労働環境の確保を求めていく。また、ワーク・ライフ・バランスの推進も必要である。

### 3.4.1 国際的労働基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準（特にILOの提唱する労働における基本的原則及び権利（中核的労働基準を含む。））を遵守・尊重しなければならない。

### 3.4.2 結社の自由、団体交渉権

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。

### 3.4.3 強制労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。

### 3.4.4 児童労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。

### 3.4.5 雇用及び職業における差別の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障害の有無、社会的身分等による雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。

---

※ 労働における基本原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ（1998年）において提唱された4つの基本的権利に関する原則（(1)結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、(2)あらゆる形態の強制労働の撤廃、(3)児童労働の実効的な廃止、(4)雇用及び職業における差別の撤廃）を指す。

#### 3.4.6 賃金

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

サプライヤー等は、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。

#### 3.4.7 長時間労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。

#### 3.4.8 職場の安全・衛生

サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルスクアを含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。

#### 3.4.9 外国人・移住労働者

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生、特定技能在留外国人、外国人留学生を含む。）に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収等の違法又は不当な行為を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。また、サプライヤー等は、外国人・移住労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人・移住労働者から仲介手数料を徴取していないか、外国人・移住労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人・移住労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある関係機関との連携にも取り組むべきである。

#### 3.4.10 職場における暴力とハラスメントの防止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、職場における暴力とハラスメントを禁止し、これを防止するための適切な措置をとらなければならない。

#### 3.4.11 就職困難者の雇用の促進

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、生活困窮者やひとり親といった就職困難者の雇用の促進に配慮すべきである。

---

外国人技能実習生については、監理団体や実習実施者に対する監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図るため、2017年11月より、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（2016年法律第89号）」が施行されている。

### 3.5 経済

近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、サプライヤー等が本園芸博に関連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。このため、協会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。

#### 3.5.1 腐敗の防止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈賄等の腐敗行為に関わってはならない。

#### 3.5.2 公正な取引慣行

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法や不正競争防止法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不正・反競争的な取引を行ってはならない。

#### 3.5.3 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用

サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となる等、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。

#### 3.5.4 知的財産権の保護

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）及び営業秘密を侵害してはならない。

#### 3.5.5 責任あるマーケティング

サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、不当景品類及び不当表示防止法（1962年法律第134号）が禁止する不当表示を行ってはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限する等、消費者や社会に配慮すべきである。

#### 3.5.6 情報の適切な管理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報や法律に基づき取り扱うとともに、本園芸博に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立等の対策に取り組むべきである。

### 3.5.7 地域経済の活性化

本園芸博が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、日本国内の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。また、日本国内での地域生産・地域消費や地域内経済循環を推進することは、温室効果ガスの低減にも資する。

そのため、協会は、日本国内の地域・中小事業者による持続可能な調達への参加の取組を後押しする。

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、日本国内で地域の持続可能な活性化に取り組む地域・中小事業者及び農林水産事業者の受注機会の確保や日本国内で持続可能性を踏まえて生産された商品の利用に配慮すべきである。

ただし、サプライヤー等が、WTO 政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。

#### 4 物品別の個別基準

以下の物品については、3、5、6が適用されるほか、それぞれ別添の個別基準が適用される。

- 1 木材
- 2 紙
- 3 農産物
- 4 畜産物
- 5 水産物
- 6 パーム油
- 7 植物

## 5 担保方法

### 5.1 調達コードの理解

サプライヤー等となることを希望する者は、事前に調達コードの内容を確認しなければならない。

### 5.2 事前のコミットメント

サプライヤー等となることを希望する者は、誓約書を提出して、調達コードの遵守に向けて取り組むことを誓約（コミット）しなければならない。

### 5.3 調達コードの遵守体制整備

サプライヤー等は、協会との間の契約締結の前後を通じて、自らの事業及びサプライチェーンが環境・人権等の持続可能性に与える負の影響（持続可能性リスク）を適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて対策を講じ、調達コードを遵守するための体制を整備すべきである。この持続可能性に関するリスクの評価・対処にあたっては、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス及び ILO 多国籍企業宣言等の国際規範が企業に対し要請する「デュー・ディリジェンス」を参照すべきである。

### 5.4 伝達

サプライヤー等は、協会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードの内容を自らの事業の関係する役員及びサプライチェーンに伝達するために、研修・教育等の適切な措置を講じるべきである。

### 5.5 サプライチェーンへの働きかけ

サプライヤー等は、協会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードを遵守した調達物品等の製造・流通等が行われるように、自らのサプライチェーンに対して調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求める等、サプライチェーンに働きかけるべきである。このような働きかけにあたって、サプライヤー等は、自社のサプライチェーンにおける持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、リスクの高いサプライチェーンや分野に関して、より重点的に働きかけを行うべきである。

サプライヤー等は、サプライチェーンへの働きかけにあたっては、共存共栄の理念に基づき、サプライチェーンとの共同の取組として調達コードの遵守を推進できるように、サプライチェーンとのコミュニケーションを重視すべきである。

サプライヤー等は、サプライチェーンとの間の契約において、サプライチェーンに対する調査・働きかけやコミュニケーションを確実にするために必要な内容を仕様書等に記載すべきである。

## 5.6 取組状況の記録化

サプライヤー等は、協会との間の契約締結の前後を通じて、サプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況を、協会の求めがある場合にいつでも提供できるように、可能な限り十分記録化すべきである。

サプライヤー等は、特に調達物品等を製造（組立・仕上段階）及び保管する施設（当該施設がサプライチェーンのものである場合を含む。）の名称及び所在地について、協会の求めがある場合に提供できるようにしておかなければならない。また、当該施設に関連するその他の情報についても、協会の求めがある場合に、可能な限りこれを提供できるような体制を整備すべきである。

## 5.7 取組状況の開示・説明

サプライヤー等となることを希望する者は、サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況（取り組むことを予定しているものを含む。）について、協会が調達物品等の種類や規模等を踏まえて指定する方法により、開示・説明しなければならない。また、契約締結後においても、サプライヤー等は、取組状況について、協会の求めに応じて開示・説明しなければならない。

## 5.8 遵守状況の確認・モニタリング

協会は、サプライヤー等との間の契約締結の前後を通じて、持続可能性に関するリスクの高さに応じて必要があると認めるときは、サプライヤー等の調達コードの遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する。

サプライヤー等は、当該確認・モニタリングに協力しなければならない。上記確認・モニタリングの結果さらなる調査が必要と認める場合、協会は、サプライヤー等に対し、協会が指定する第三者による監査の受け入れを求めることがある。サプライヤー等は、協会がサプライチェーンにおける調達コードの遵守状況を確認・モニタリングし、または監査の受け入れを求める場合についても、これに可能な限り協力しなければならない。

## 5.9 改善措置

サプライヤー等に調達コードの不遵守があることが判明した場合、協会は、当該サプライヤー等に対し改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出することを求める。

この場合、サプライヤー等は、当該期間内に、改善計画書を提出した上、協会から承認された計画書に従って、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

サプライチェーンにおける調達コードの不遵守が判明した場合、サプライヤー等は、協会の求めに応じ、サプライチェーンに対する改善要求の働きかけに協力しなければならない。

協会は、サプライヤー等が調達コードの重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、契約を解除することができる。ただし、サプライヤー等のサプライチェーンにおける調達コードの不遵守に関しては、当該サプライヤー等が本調達コードの規定及び協会の要請に基づきサプライチェーンに対し適切な働きかけを行っている限り、契約解除の対象とはならない。

## 6 通報受付窓口

協会は、調達コードの不遵守に関する通報（調達コードの不遵守又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもの。以下、単に「通報」という。）を受け付け、これに適切に対応するため、通報受付窓口を設置する。

協会は、通報を受けた場合、当該通報の対象となっているサプライヤー等に対して事実確認を求めるほか、調達コードの不遵守又はその疑いがあると認められる場合等には、必要に応じて、5.9 に定める改善措置の要求等を行い、又はサプライヤー等と関係するステークホルダーとの間のコミュニケーションの促進等を図ることも含め、それらが解決するよう必要な対応を行う。

サプライヤー等は、協会による通報受付対応に協力して対応しなければならない。

通報の受付手続及びその対応等の詳細については、協会が別に定める。

## 別添：物品別の個別基準

### 1 木材

協会、サプライヤー等が調達する物品・サービス・工事等に使用される木材については、「持続可能性に関する基準(共通基準)」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

#### 持続可能性に配慮した木材の調達基準

- 1 本調達基準の対象は以下の木材とする。(製材端材や建設廃材等を再生利用するものを除く。)
  - (1) 建設材料として使用する製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング
  - (2) 建設に用いられるコンクリート型枠合板
  - (3) 家具に使用する木材
- 2 上記1の木材について、持続可能性の観点から以下の(1)～(5)が求められる。なお、サプライヤー等はコンクリート型枠合板については再使用の促進に努め、再使用する場合でも(1)～(5)を満たすことを目指し、少なくとも(1)は確保されなければならない。
  - (1) 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
  - (2) 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来するものであること
  - (3) 伐採に当たって、生態系が保全され、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されており、また、森林の農地等への転換に由来するものでないこと
  - (4) 森林の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の十分な情報提供に基づき、自由意思による合意形成が図られていること
  - (5) 伐採に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切に取られていること
- 3 FSC<sup>注1)</sup>、PEFC<sup>注2)</sup>、SGEC<sup>注3)</sup>による認証材については、上記2の(1)～(5)への適合度が高いものとして原則認める<sup>注4)</sup>。
- 4 上記3の認証材でない場合は、上記2の(1)～(5)に関する確認が実施された木材であることが別紙に示す方法により証明されなければならない。
- 5 サプライヤー等<sup>注5)</sup>は、上記3又は4に該当する木材を選択する上で、国産材等木材の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。

- 6 サプライヤー等は、使用する木材について、上記3の認証及び4の証明に関する書類を5年間保管し、協会が求める場合はこれを提出しなければならない。
- 7 サプライヤー等は、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で当該木材の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記2を満たさない木材を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。
- 8 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、伐採を含め、サプライヤー等に供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者<sup>注6</sup>は、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨されるとともに、サプライヤー等は、同法の対象となっている木材については、登録木材関連事業者が供給するものを優先的に選択すべきである。

注1：Forest Stewardship Council（森林管理協議会）

注2：Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes（PEFC 森林認証プログラム）

注3：Sustainable Green Ecosystem Council（緑の循環認証会議）

注4：協会は、認証材であっても、上記2の(1)～(5)に適合しないおそれが高いと判断したものについては、基準適合性を確認する。

注5：ライセンス商品に関しては「サプライヤー等」を「ライセンシー」に読み替える。出展者等が調達する物品・サービス・工事等に関しては「サプライヤー等」を「出展者等」に読み替える（以下同様）。

注6：日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める木材関連事業者に該当するものに限る。

## 別紙（認証材以外の証明方法）

持続可能性に配慮した木材の調達基準（以下「調達基準」という。）の4については、以下のとおりとする。

- 1 調達基準2の(1)の確認については、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（2006年2月15日）」に準拠した合法性の証明によって行う。なお、コンクリート型枠合板の合法性の証明については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（2023年2月24日変更閣議決定）における「合板型枠」と同様の扱いとする。
- 2 調達基準2の(2)～(5)については、国産材の場合は森林所有者、森林組合又は素材生産事業者等が、輸入材の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、サプライヤー等に対して、その結果について記録して報告し、又は、その結果を証明する第三者の監査報告を提出する。
  - (2) 当該木材が生産される森林について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営されていることを確認する。
  - (3) 当該木材が生産される森林について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林等保護が必要な重要な森林がある地域についてはその保全のための措置が講じられていること、及び農地等に転換されるものでないことを確認する。
  - (4) 当該木材が生産される森林について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
  - (5) 当該木材の伐採に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させている等、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。
- 3 森林の伐採段階から木材の納入段階に至るまでの流通経路の各事業者は、直近の納入先の事業者に対して、その納入する木材が、上記2の確認が実施された木材であることを証明する書類（証明書）を交付し、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すことにより証明を行う。
- 4 型枠工事事業者は、コンクリート型枠合板を再使用する場合については、すでに使用されたものである旨を書類により証明しなければならない。
- 5 各事業者は、当該木材についての入出荷の記録や証明書を含む関係書類を5年間保存しなければならない。

## 2 紙

協会、サプライヤー等が調達する物品・サービスや工事等に使用される紙については、「持続可能性に関する基準（共通基準）」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

### 持続可能性に配慮した紙の調達基準

- 1 本調達基準の対象は、以下に使用される紙（和紙を含む。）とする。  
ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱、包装紙
- 2 上記1の紙について、持続可能性の観点から、以下の(1)～(3)が求められる。
  - (1) 古紙パルプを用途や商品の性質等に応じて、最大限使用していること。<sup>\*1</sup>
  - (2) 古紙パルプ以外のパルプ（以下「バージンパルプ」という。）を使用する場合、その原料となる木材等（間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。製材端材や建設廃材、林地残材、廃植物繊維は除く。）は、以下のa～eを満たすこと。
    - a 伐採・採取に当たって、原木等の生産された国又は地域における森林その他の採取地に関する法令等に照らして、手続きが適切になされたものであること。
    - b 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林その他の採取地に由来するものであること。
    - c 伐採・採取に当たって、生態系が保全され、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されており、また、森林の農地等への転換に由来するものでないこと。
    - d 森林等の利用に当たって、先住民や地域住民の権利が尊重され、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。
    - e 伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切にとられていること。
  - (3) 用途や商品の性質等に応じて、白色度が過度に高くないこと、塗工量が過度に多くないこと、紙への再生利用を困難にする加工がなされていないこと。<sup>\*2</sup>
- 3 上記2(2)のa～eを満たすバージンパルプを使用した紙として、FSC、PEFC（SGECを含む。）の認証紙<sup>①</sup>が認められる。これらの認証紙以外を必要とする場合は、バージンパルプの原料となる木材等について、別紙に従って、a～eに関する確認が実施されなければならない。

- 4 サプライヤー等<sup>注4</sup>は、使用する紙の上記2(1)～(3)について、記録した書類を本園芸博終了後から1年間保管し、協会が求める場合はこれを提出しなければならない。
- 5 サプライヤー等は、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で当該紙の原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記2を満たさない紙を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。
- 6 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、伐採を含め、サプライヤー等に供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者<sup>注5</sup>は、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨されるとともに、サプライヤー等は、同法の対象となっている木材については、登録木材関連事業者が供給するものを優先的に選択すべきである。

注1、注2：コピー用紙や事務用ノートなどについては、日本国政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等を参考に古紙配合率や白色度等を指定する場合がある。

注3：CoC認証が連続していること。

注4：ライセンス商品（ライセンス商品の外箱を含む。）に関しては「サプライヤー等」を「ライセンサー」に読み替える。また、出展者等が調達する物品・サービス・工事等に関しては「サプライヤー等」を「出展者等」に読み替える（以下同様）。

注5：日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める木材関連事業者に該当するものに限る。

## 別紙（認証紙以外の場合の確認方法）

持続可能性に配慮した紙の調達基準（以下「調達基準」という。）の3の後段の確認については、以下のとおりとする。

調達基準2(2)のa～eについて、国内で製紙する場合は製紙事業者、海外で製紙したものを輸入する場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について記録する。

- a 当該木材等について、生産国・地域の法令上必要な手続きが実施されて伐採・採取されたものであることを確認する。
- b 当該木材等が生産・採取される森林等について、森林経営計画等の認定を受けている、または、土地所有者等が管理や整備に関する計画または方針を有することを確認する。
- c 当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林等保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていること及び農地等に転換されるものでないことを確認する。
- d 当該木材等が生産・採取される森林等について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- e 当該木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させている等、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。

### 3 農産物

協会、サプライヤー等が提供する飲食サービスに使用される農産物については、「持続可能性に関する基準（共通基準）」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

#### 持続可能性に配慮した農産物の調達基準

- 1 本調達基準の対象は、農産物の生鮮食品（※）及び農産物を主要な原材料とする加工食品とする。  
サプライヤー等<sup>※1</sup>は、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。  

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物における生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調製、選別、水洗い等を行ったもの、単に切斷したもの及び単に凍結したものを含む）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。
- 2 上記1の農産物について、持続可能性の観点から以下の(1)～(4)が求められる。
  - (1) 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
  - (2) 周辺環境や生態系に配慮した農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
  - (3) 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
  - (4) 作業者の人権保護を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- 3 GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、又はJGAP 認証を受けて生産された農産物については、上記2への適合度が高いものとして原則認める。
- 4 上記3に示す認証を受けて生産された農産物以外を必要とする場合は、上記2への適合度が高いものとして、農林水産省作成の「国際水準 GAP ガイドライン」に準拠した GAP に基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることが示されなければならない。

- 5 上記3、4の農産物以外を必要とする場合は、環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて、公的機関等による第三者の確認を受けて生産されたものを調達することとする。<sup>注2</sup>
- 6 サプライヤー等は、農産物を選択する上で、農産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、日本国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物<sup>注3</sup>の利用を優先すべきである。ただし、サプライヤー等が、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつ、これを検討しなければならない。
- 7 サプライヤー等は、海外産等の農産物で、上記2への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
- 8 サプライヤー等は、トレーサビリティの確保のため、使用する農産物について、上記2～7及び下記9に該当するものであることを示す書類を本園芸博終了後から1年間保管し、協会が求める場合はこれを提出しなければならない。
- 9 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、環境面の配慮が特に優れたものとして有機農業により生産された農産物、温室効果ガスが削減される栽培方法で生産された農産物、障害者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産等国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物を最大限調達することが推奨される。また、この取組を行うことを宣言したサプライヤー等は、その取組内容、及び調達状況を公表することとする。

注1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー等」を「ライセンサー」に読み替える。また、出展者等が調達する物品・サービス・工事等に関しては「サプライヤー等」を「出展者等」に読み替える（以下同様）。

注2：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき認定された取組を通じて生産された農産物等。このほか、有機農業により生産された農産物も認める。但し、サプライヤー等は上記2の(1)、(3)及び(4)にも配慮を行い調達すること。

注3：みどりの食料システム戦略に基づく取組等、環境負荷低減に貢献するものも含む。

## 4 畜産物

協会、サプライヤー等が提供する飲食サービスに使用される畜産物については、「持続可能性に関する基準（共通基準）」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

### 持続可能性に配慮した畜産物の調達基準

- 1 本調達基準の対象は、畜産物の生鮮食品（※）及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。  
サプライヤー等<sup>1)</sup>は、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第三に掲げられた畜産物に該当するもの：畜産物における生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したものと並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。

- 2 上記1の畜産物について、持続可能性の観点から、以下の(1)～(5)が求められる。
  - (1) 食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
  - (2) 環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
  - (3) 作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
  - (4) 作業者の人権保護を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
  - (5) 快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した OIE（国際獣疫事務局）陸生動物衛生規約等<sup>2)</sup>に照らして適切な措置が講じられていること。
- 3 JGAP による認証を受けて生産された畜産物については、上記 2 への適合度が高いものとして原則認める。
- 4 上記 3 の畜産物以外を必要とする場合は、環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて、公的機関等による第三者の確認を受けて生産されたものを調達することとする。<sup>1)</sup>

- 5 サプライヤー等は、畜産物を選択する上で、畜産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、日本国内で持続可能性を踏まえて生産された畜産物<sup>注4</sup>の利用に配慮すべきである。ただし、サプライヤー等が、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつ、これを検討しなければならない。
- 6 サプライヤー等は、海外産等の畜産物で、上記 2 への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
- 7 サプライヤー等は、トレーサビリティの確保のため、使用する畜産物について、上記 3～6 及び下記 8 に該当するものであることを示す書類を本園芸博覧終了後から 1 年間保管し、協会が求める場合は、これを提出しなければならない。
- 8 上記 2 に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、持続的な畜産物生産に取り組む酪農・畜産農家が生産した畜産物<sup>注5</sup>を最大限調達することが推奨される。また、これらの取組を行うことを宣言したサプライヤー等は、その取組内容および調達状況を公表することとする。

注 1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー等」を「ライセンシー」に読み替える。また、出展者等が調達する物品・サービス・工事等に関しては「サプライヤー等」を「出展者等」に読み替える（以下同様）。

注 2：日本においては、この規約等に準じて国が策定した畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針に示されている「実施が推奨される事項」。

注 3：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき認定された取組を通じて生産された畜産物等。但し、サプライヤー等は上記 2 の(1)、(3)、(4)及び(5)にも配慮を行い調達すること。

注 4：みどりの食料システム戦略に基づく取組等、環境負荷低減に貢献するものも含む。

注 5：有機畜産により生産された畜産物、農場 HACCP の下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物、障害者が主体的に携わって生産された畜産物、温室効果ガス削減飼料で生産された畜産物、強制発酵施設等で家畜排せつ物を処理する生産者が生産した畜産物、国産飼料で生産された畜産物、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS0013 認証品）、循環型有機複合生産農場で生産された畜産物。

## 5 水産物

協会、サプライヤー等が提供する飲食サービスに使用される水産物については、「持続可能性に関する基準（共通基準）」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

### 持続可能性に配慮した水産物の調達基準

- 1 本調達基準の対象は、水産物の生鮮食品（※）及び水産物を主要な原材料とする加工食品とする。  
サプライヤー等は、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である水産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた水産物に該当するもの：水産物の生鮮食品には魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類が含まれる（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）

- 2 上記 1 の水産物について、持続可能性の観点から以下の(1)～(5)が求められる。
  - (1) 漁獲又は生産が、FAO（国際連合食糧農業機関）の「責任ある漁業のための行動規範」や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること。
  - (2) 天然水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。
  - (3) 養殖水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
  - (4) 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
  - (5) 水産物の漁獲及び生産に係る作業者の労働に係る人権の保護・尊重を確保するため、水産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- 3 MEL、MSC、ASC による認証を受けた水産物については、GSSI（Global Sustainable Seafood Initiative）による承認を受けていることを踏まえ、上記 2 への適合度が高いものとして原則認める。このほか、FAO のガイドライン<sup>23</sup>に準拠したものとして水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物も、上記 2 への適合度が高いものとして、同様に扱うことができるものとする。

- 4 上記 3 に示す認証を受けた水産物以外を必要とする場合は、以下のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 上記 3 に示す認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲、又は生産される場合を含め、上記 2 への適合度が高いことが別紙に従って確認されていること。
  - (2) 漁業法<sup>13</sup>に基づく資源管理であって、行政機関から認定されたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、上記 2 の(4)及び(5)について、別紙に従って確認されていること。
  - (3) 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ上記 2 の(4)及び(5)について、別紙に従って確認されていること。
- 5 絶滅危惧種<sup>14</sup>については、使用しないこととする。ただし、資源保存や再生産確保等持続可能な利用のための措置が講じられているもの<sup>15</sup>、又は完全養殖によるもの<sup>16</sup>は使用可能とする。
- 6 サプライヤー等は、水産物を選択する上で、水産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、日本国内で持続可能性を踏まえて生産された水産物の利用に配慮すべきである。ただし、サプライヤー等が、WTO 政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつ、これを検討しなければならない。
- 7 サプライヤー等は、海外産等の水産物で、上記 2 への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
- 8 サプライヤー等は、トレーサビリティの確保のため、使用する水産物について、上記 3～6 に該当するものであることを示す書類を本園芸博終了後から 1 年間保管し、協会が求める場合はこれを提出しなければならない。
- 9 上記 2 に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、MEL、MSC、ASC の認証を受けた水産物を最大限調達することが推奨される。絶滅危惧種を原則として使用しないことも推奨される。また、これらの取組を行うことを宣言したサプライヤー等は、その取組内容及び調達状況を公表することとする。

注 1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー等」を「ライセンシー」に読み替える。また、出展者等が調達する物品・サービス・工事等に関しては「サプライヤー等」を「出展者等」に読み替える（以下同様）。

注 2: ・ Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Marine Capture Fisheries. Revision 1. (2009)

・ Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Inland Capture Fisheries. (2011)

・ Technical guidelines on aquaculture certification. (2011)

注 3: 「漁業法等の一部を改正する等の法律」(2018 年 12 月公布、2020 年 12 月施行)

注 4: IUCN が作成する絶滅のおそれのある野生生物のリスト(The IUCN Red List of Threatened Species)

において、Threatened カテゴリー (CR: 深刻な危機、EN: 危機、VU: 危急)に記載されたもの。

注 5: MEL、MSC、ASC 等、GSSI により認められている水産エコラベル認証を受けたもの。または、

法令、国際条約等に基づき漁獲量規制等に関する措置が講じられているもの。

注 6: 完全養殖のサイクルで得た卵をふ化させて養殖までを一貫して行うもの。

## 別紙（4の(1)～(3)に関する確認方法）

持続可能性に配慮した水産物の調達基準（以下「調達基準」という。）の4の(1)～(3)については、以下のとおりとする。

調達基準 2 については、国産水産物の場合は漁業者又は漁業者の所屬する漁業協同組合等が、輸入水産物の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について記録する。

- (1) 当該水産物の漁獲又は生産が次の全てに該当することを確認する。
  - ・ FAO の「責任ある漁業のための行動規範」に準拠している。
  - ・ 国内法令に基づき、当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局（国、地方政府）から受け、操業区域、操業期間、漁具・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守している。
  - ・ 国際的な管理が行われている漁業にあっては、地域漁業管理機関の定める資源管理措置を遵守している。
  
- (2) 当該天然水産物が次の全てに該当する漁業によって漁獲されていることを確認する。
  - ・ 科学的な情報を踏まえた資源管理の目標を設定し、それを達成するための措置（漁獲対象とする資源の保存及び管理に効果的な措置等）を実施しており、その内容が行政機関から認定を受け、公表されている。（IQ（漁獲割当）による管理が行われているものを含む。）
  - ・ 非対象種や小型魚等の混獲を減らすための取組を行っている。
  
- (3) 当該養殖水産物が次の全てに該当する養殖業によって生産されていることを確認する。
  - ・ 水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定し、それを達成するための措置（漁場環境のモニタリング、養殖生産に関する記録の保持、餌飼料の適正使用、飼育密度又は活込数量の制限等）を計画的に実施している。
  - ・ 水産医薬品以外の薬品の使用を禁止し、水産医薬品については、使用禁止期間等、法令を遵守し適正に使用している。
  
- (4) 当該水産物の漁獲又は生産に当たり、労働安全に関して関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを確認する。
  - ・ 安全作業のための服装や保護具が着用され、作業後は適切に保管されている。
  - ・ 表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善が行われている。
  - ・ 機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管が行われている。
  - ・ 化学薬品・燃料等は適切に保管又は廃棄処理されている。

- (5) 当該水産物の漁獲又は生産に当たり、人権に関して関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを可能な限り確認する。
- ・ 生産者等が、人身取引による作業者等の搾取を禁止している。
  - ・ 生産者等が、その作業者等が処罰の脅威の下に強要され、かつ、自らの自由意思で申し出たものではない労働を禁止している。
  - ・ 生産者等が、原則 15 歳未満の子どもの労働を禁止しており、かつ危険な機械の使用や、危険有害な物質の取り扱い、長時間労働、夜間労働等を含む危険有害労働への 18 歳未満の若年労働者の従事を禁止している。
  - ・ 生産者等が、適用される関係法令に基づき適切な労働管理を行っている、並びに人種、国籍、性別等の違いによる雇用及び労働条件の面での差別を禁止している。

## 6 パーム油

協会、サプライヤー等が調達する物品・サービスに使用されるパーム油については、「持続可能性に関する基準（共通基準）」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

### 持続可能性に配慮したパーム油の調達基準

- 1 本調達基準の対象は、揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹸・洗剤製品、加工食品の原材料として使用されるパーム油とする。

サプライヤー等<sup>※1</sup>は、揚げ油、石鹸・洗剤製品については本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを調達することとし、加工食品については本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

※パーム油が含まれる可能性が高い製品は以下のとおり。

例) 食用油、インスタント麺、パン、ペストリー、マーガリン、ショートニング、  
コーヒーフレッシュ、冷凍食品、レトルト食品、ドレッシング、カレールー、フライドチキン、  
フライドポテト、スナック菓子、チョコレート、クッキー、ビスケット、キャンディ、ケーキ、  
ドーナツ、アイスクリーム、石鹸、洗剤、トイレタリー製品、シャンプー、ボディソープ、  
歯磨き粉

- 2 上記1のパーム油について、持続可能性の観点から、以下の(1)～(4)が求められる。
  - (1) 生産された国又は地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして、手続きが適切になされていること。
  - (2) 農園の開発・管理において、生態系が保全され、また泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること。
  - (3) 農園の開発・管理において、先住民等土地に関する権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。
  - (4) 農園の開発・管理や榨油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること。

- 3 上記2の(1)～(4)の考え方に沿って、パーム油の生産現場における取組を認証するスキームとして、ISPO<sup>注2</sup>、MSPO<sup>注3</sup>、RSPO<sup>注4</sup>がある。
- (1) これらの認証については、実効性の面で課題が指摘される場合があるものの、小規模農家を含め幅広い生産者が改善に取り組むことを後押しする観点から、これらの認証を受けたパーム油<sup>注5</sup>（以下「認証パーム油」という。）については、別紙内容を確認した上で、原則活用できることとする。
- (2) 上記(1)の認証パーム油については、流通の各段階で受け渡しが正しく行われるよう、適切な流通管理が確保されている必要がある。
- (3) 上記(1)の認証パーム油の確保が難しい場合には、生産現場の改善に資するものとして、これらの認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法も活用できることとする。
- (4) 協会は、ISPO、MSPO、RSPOを活用可能な認証として位置づけることが適当であることを確認するために、これらの運営状況を引き続き注視する。
- 4 上記3に示す認証パーム油以外を必要とする場合は、農園までのトレーサビリティが確保されており、上記2の(1)～(4)について、別紙に従って第三者の確認が実施されたものも活用できることとする。
- 5 サプライヤー等は、上記1の対象のうち、上記3又は4に該当するパーム油が使用されているものについて、記録した書類を本調査終了後から1年間保管し、協会が求める場合はこれを提出しなければならない。
- 6 サプライヤー等は、農園までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で使用されるパーム油の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記2を満たさないパーム油を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。

注1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー等」を「ライセンサー」に読み替える。また、出展者等が調達する物品・サービス・工事等に関しては「サプライヤー等」を「出展者等」に読み替える（以下同様）。

注2：Indonesian Sustainable Palm Oil

注3：Malaysian Sustainable Palm Oil

注4：Roundtable on Sustainable Palm Oil

注5：IP、SG、MBにより管理されたものが該当する。

IP：Identity Preserved（アイデンティティ・プリザーブド）とは、原料に単一の農園で生産された認証パーム油のみを使用し、搾油から最終製品まで非認証パーム油と完全に分ける方法。

SG：Segregation（セグレーション）とは、原料に複数の農園で生産された認証パーム油を使用し、搾油から最終製品まで非認証パーム油と完全に分ける方法。

MB：Mass Balance（マスバランス）とは、製品の生産途中で認証パーム油と非認証パーム油を混合させ、両者の比率を最終製品の段階まで厳密に記録し、管理する方法。

## 別紙（調達基準4に関する確認方法）

持続可能性に配慮したパーム油の調達基準（以下「調達基準」という。）の4については、以下のとおりとする。

調達基準2の(1)～(4)について、第三者が以下の確認を実施する。

- (1) 当該パーム油が生産される農園について、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な政府発行の事業許可を受け、関連規則を遵守していることを確認する。
- (2) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、希少な動植物が存在する場合はその保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林等保護が必要な重要な森林等がある地域については、その保全のための措置が講じられていることを確認する。
- (3) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、先住民等々の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- (4) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理及び搾油工場の運営において、児童労働を行っていないこと、強制労働が行われていないこと、移住労働者を含め、適切な雇用手続きや最低賃金その他労働条件が確保されていること、適切な労働安全対策がとられていることを確認する。

## 7 植物

協会、サプライヤー等が調達する物品・サービス・工事等に使用される植物については、「持続可能性に関する基準(共通基準)」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

### 持続可能性に配慮した植物の調達基準

- 1 本調達基準の対象は、以下の植物等とする。

緑化及び展示の目的に利用される植物全般(花壇用苗もの、鉢植え植物(盆栽や花木を含む)、樹木類、竹・笹類、下草類、苔・芝類、切り花、切り葉、切り枝、種子、球根、野菜苗、菌類等)。栽培により生産されたものに限らず、自生植物を採取したものも含む。

ただし、以下のものは対象に含まない：ドライフラワー、プリザーブドフラワー、調達の時点で生植物でないもの(枯れ枝等)、農産物。

- 2 上記1の植物について、持続可能性の観点から以下の(1)～(3)が求められる。なお、自生植物の採取は必要最低限に留める。

(1) 周辺環境や生態系に配慮した生産活動・採取とするため、植物の生産等に当たり、生産・採取される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(2) 作業者の労働安全を確保するため、植物の生産等に当たり、生産・採取される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(3) 作業者の人権保護を確保するため、植物の生産等に当たり、生産・採取される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

- 3 GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、又はJGAP認証を受けて生産された植物については、上記2への適合度が高いものとして原則認める。このほか、MPS-ABC<sup>※1</sup>と同等の環境認証制度に基づく有効な認証資格を有している場合、又は農林水産省作成の「国際水準 GAP ガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合も、上記2への適合度が高いものとして同様に扱うことができるものとする。<sup>※2</sup>

- 4 上記3に示す認証・確認を受けて生産された植物以外を必要とする場合は、別紙に従って、上記2の(1)～(3)が確認されなければならない。

- 5 絶滅危惧種については、使用しないこととする。ただし、資源保存や再生産確保等、持続可能な利用のための措置が講じられているものは使用可能とする。

- 6 サプライヤー等は、海外産等の植物で、上記 2 への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
- 7 サプライヤー等は、トレーサビリティの確保のため、使用する植物について、上記 3～6 及び下記 8 に該当するものであることを示す書類を本園芸博終了後から 1 年間保管し、協会が求める場合は、これを提出しなければならない。
- 8 上記 2 に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減、イノベーション等による持続的生産体制の構築、ムリ・ムダのない持続可能な流通システムの確立等が推奨される。<sup>注1</sup>  
また、これらの取組を行うことを宣言したサプライヤー等は、その取組内容及び調達状況を公表することとする。

注1：MPS-ABC：花き生産総合認証のうち、生産過程における5つの環境負荷要素（農薬・肥料・エネルギー・水の使用状況及び廃棄物の分別状況）を登録し、審査を受けた生産者に与えられる認証。

注2：MPS-ABCと同等の環境認証制度に基づく有効な認証資格を有している場合でも、サプライヤー等は、上記2の(2)、(3)にも配慮を行い調達すること。

注3：みどりの食料システム戦略に基づく取組等に貢献するものも含む。

## 別紙（調達基準4に関する確認方法）

持続可能性に配慮した植物の調達基準（以下「調達基準」という。）の4については、以下のとおりとする。サプライヤー等は、説明責任の観点から合理的な方法に基づき、以下の確認を実施し、その結果について記録する。(1)及び(2)の確認は、日本国内の生産品の場合、「みどりの食料システム戦略」に資する取組の確認で代替することができる。

- (1) 農業による環境汚染の防止、適切な土壌管理、適切な廃棄物処理方法・排水処理、施設・機械等の使用時の無駄・非効率なエネルギー消費の削減等、生産国・地域の法令に即した周辺環境や生態系に配慮した生産活動・採取であること。
- (2) 危険な作業の把握、安全に作業を行うための服装や保護具の着用、機械等の適正な使用、燃料の適切な保管、警告標識の掲示、年齢を考慮した作業計画・役割分担、応急処置訓練講習会の受講等、生産国・地域の法令に即した作業者の労働安全を確保していること。
- (3) 性別・国籍・出身地・宗教による差別の禁止、雇用契約の締結、就業規則の作成、休憩場所・休憩時間の確保、社会保険・労災保険への加入等、生産国・地域の法令に即した作業従事者の基本的な人権が守られていること。

## 主な参考文献

- 国際的な合意・行動規範関連
  - ・ 国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (持続可能な開発目標 (SDGs))
  - ・ パリ協定
  - ・ 世界人権宣言
  - ・ ILO 中核的労働基準
  - ・ ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言
  - ・ 労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ
  - ・ OECD 多国籍企業行動指針
  - ・ 責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス
  - ・ 国連ビジネスと人権に関する指導原則
  - ・ 先住民族の権利に関する国際連合宣言
  
- その他の国際的なイニシアティブ・規格、ガイダンス等
  - ・ 国連グローバル・コンパクト
  - ・ 子どもの権利とビジネス原則
  - ・ ISO20121:2012 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム—要求事項と利用手引
  - ・ ISO26000:2010 社会的責任に関する手引
  - ・ ISO20400:2017 持続可能な調達に関する手引
  - ・ 経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
  - ・ 農林水産省「みどりの食料システム戦略」
  - ・ 農林水産省「みどりのチェックシート」
  - ・ 公益社団法人 2025 年日本国際協会「持続可能性に配慮した調達コード (第 2 版)」
  - ・ 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード (第 3 版)」

## 策定プロセス

協会では、環境や人権、労働等の専門家で構成する「持続可能性有識者委員会」において、調達コードの検討を行った。有識者委員会の資料については、協会の HP (<https://expo2027yokohama.or.jp/>) で公表している。

## 改定履歴

2024年1月18日 「持続可能性に配慮した調達コード」を策定